2012年度　入札調書の分析結果についての報告

全国市民オンブズマン連絡会議

１．調査のねらい

（１）入札制度改革を進め、談合を防止し、公共事業費の大幅削減が可能な状況をつくり出すための基礎データの収集（２００２、０３、０４、０５、０６、０７、０８、０９、１０、１１年度に引き続き１１回目）

（２）入札制度改革を進めている先進自治体を孤立させることなく、改革の流れを全国的なものにしていく契機とする

２．調査対象

（１）47 都道府県・20 政令指定都市の予定価格（税抜き）１億円以上の入札が行われた工事（東京都は予定価格 3 億円以上が対象、業務委託を含む PFI 等の入札は除く）

合計件数　都道府県 5,640 件　政令指定都市 1,704 件

（２）31 県庁所在地市の予定価格（税抜き）5,000 万円以上の工事

合計件数　県庁所在地市　1,106 件

総合計　　8,450 件

2012 年度中に発注された上記の工事の入札執行調書（予定価格と落札価格、複数回入札の際の一位不動情報）を情報公開請求もしくはホームページで入手または自治体から情報提供いただいて分析した。

（3）４７都道府県，２０政令指定都市，３１県庁所在地市の２０１２年度「いくら以上の工事を一般競争入札で行うか」調査

（4）最低制限価格・低入札調査の基準（２０１３年４月１日現在）と、最低制限価格に関する変化（２００９年４月１日―２０１３年４月１日）

（５）平成 15 年度-24 年度の工事に関し、落札率と工事成績点数の関係の調査を行っているか調査（昨年調査以降の分）

３．分析結果

【落札率】各自治体の落札率を

「落札価格総合計」÷「予定価格総合計」＝「当該自治体の落札率」とした。

（１）都道府県：落札率順位（低率順）①岡山県 82.1% ②広島県 83.0% ③和歌山県 83.7%

岡山県との落札率の差　0.9%（広島県）～14.1%（福島県）

★もし各県が岡山県並の落札率になったと仮定した場合の節約可能推計額

約２億円（広島県）～約１６６億円（**宮城県**）

<u>都道府県合計節約可能推計額　約１，２６７億円</u>

（２）政令指定都市：落札率順位(低率順)①堺市 72.2%　②広島市 78.6% ③相模原市 79.5%

岡山県との落札率の差　3.7%（さいたま市）～10.4%（千葉市）

★もし各市が岡山県並の落札率になったと仮定した場合の節約可能推計額

約５億円（さいたま市）～約３４億円（横浜市）

政令指定都市合計節約可能推計額 約２０９億円

（３）県庁所在地市

★もし各市が岡山県並の落札率になったと仮定した場合の節約可能推計額

県庁所在地市合計節約可能推計額　　約１４０億円

今回の調査から、全国の公共事業で総合計 約1,616億円の節約可能推計額が算出できた。

【談合疑惑度】

各工事の落札率が95%以上を「談合の疑いが極めて強い」、落札率90%～95%を「談合の疑いがある」とし、全工事中90%以上で落札された件数の割合を算出し、「談合疑惑度」と名づけた。また、落札率90%以上の工事の割合の多い自治体から順に並べた。

・90%以上の落札率工事が多い都道府県は①新潟県②宮崎県③長崎県の順。

※2005年度調査までは、談合疑惑度は落札率９５%以上の割合で算出していたが、２００６年に談合が摘発された福島県・名古屋市で、本命業者のみ９５%以下で入札する「９５%ルール」を談合業界で作っていたことが判明。０６年度調査から落札率９０%以上の割合で算出するようにした。

【一位不動】

複数回の入札があったケースでは「一位不動」（複数回入札のいずれの回も同じ業者が最低額の札を入れる）が顕著に見られた

・都道府県３７件中２８件が一位不動・政令市３３件中３２件が一位不動・県庁所在地市４件中３件が一位不動

●岡山県のデータをベースとした節約可能額

「建設工事受注動態統計調査（平成24年度分）」（国土交通省・平成25年5月10日発表）を元に試算した。

(1)都道府県建設工事請負契約額（平成24年度）と節約可能額

2,511,019（百万円）×0.072（岡山県の落札率との差）＝180,793（百万円）　①

(2)市区町村建設工事請負契約額（平成24年度）と節約可能額

3,002,484（百万円）×0.07（岡山県の落札率との差を仮に7%と推定）＝210,173（百万円）　②

(3)地方公営企業＋その他建設工事請負契約額（平成24年度）と節約可能額

（703,059＋290,273）（百万円）×0.07（岡山県の落札率との差を仮に7%と推定）＝69,533（百万円）　③

(4)地方自治体全体の節約可能額

①　＋　②　＋　③　＝460,499(百万円)

注.　節約可能額は、本来、予定価格に落札率の差を乗じて得られるものであるから、実際にはもっと大きな数値となる。

上記分析から、入札改革が進むと全国的には

約1,616～約4,605億円節約可能であると試算できる。

４．結果をどう見るか

（１）２００２－１１年度調査との比較をすると、落札率が下げ止まりし、多くの自治体で上昇傾向が見られる。2005 年 12 月にスーパーゼネコン 4 社によってなされた「談合決別宣言」以前の落札率なみになっている。

平均 落札率	02 年度	03 年度	04 年度	05 年度	06 年度	07 年度	08 年度	09 年度	10 年度	11 年度	12 年度
都道府県	95.3%	94.0%	94.0%	91.1%	83.5%	83.5%	85.4%	84.2%	82.9%	86.5%	89.3%
政令市	95.3%	94.7%	93.2%	91.3%	84.1%	82.9%	82.8%	76.9%	80.7%	83.8%	86.3%
県庁所在地市	91.3%	92.7%	91.0%	90.5%	86.0%	86.7%	87.6%	87.7%	85.5%	88.3%	89.6%

（２）談合疑惑度も、減少傾向が下げ止まりし、多くの自治体では上昇傾向が見られる。

談合疑惑度 （落札率９０%以上の占める割合）	02 年度	03 年度	04 年度	05 年度	06 年度	07 年度	08 年度	09 年度	10 年度	11 年度	12 年度
都道府県	88.1%	84.6%	83.3%	73.8%	52.4%	40.7%	38.8%	41.1%	42.3%	46.5%	55.4%
政令市	89.2%	84.3%	78.5%	70.8%	43.9%	33.7%	26.4%	19.7%	18.7%	22.7%	31.4%
県庁所在地市	80.5%	76.3%	65.5%	61.1%	46.0%	39.7%	38.5%	41.2%	38.2%	36.4%	46.5%

（３）上記落札率下げ止まりの理由としては、

①自治体側の最低制限価格の引き上げ

②東日本大震災の「復興需要」に支えられた需給の逼迫

③平成２３年８月９日付閣議決定「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」

が影響していると考えられる。

①は国土交通省の指導に基づき２０１０年度以降ほとんどの自治体が導入し、最低制限価格の設定範囲（入札予定価格に対する比率）を従前の６６．６～８５%から７０～９０%へ引き上げたものである。この措置により良心的な業者が企業努力によって公共工事を受注する余地は狭められ、企業努力とは関係のない（最低制限価格による同額入札者間の）「くじ引き」や、談合による「ローテーション」の順番待ちに期待する、という悪弊が助長される。

②は２０１１年度以降の現象であり、中心被災地である福島・宮城・岩手三県の落札率順位が、被災以前は４７都道府県中の中央グループに属していたのに、被災以後は最下位（落札率が最も高い）のグループに属することとなったことに端的に表れている。

③の閣議決定は東日本大震災を契機として、公共工事入札契約適正化法（２０００年制定、０１年４月施行）の運用方針を見なおしたものである。

その中で注目されるのは、（ア）「災害応急対策」は「地域精通度」の高い業者に受注させる、（イ）一般的な工事についても発注自治体の「近隣地域内の工事実績」や「事業所の所在地」等を資格要件とするよう奨励していることである。

これは、一般競争入札という形式を維持しつつ、「地域要件」（地方自治法施行令１６７条の５の２）の設定によって入札参加資格を地元業者（都道府県や大都市の場合

は、工事事務所の管轄区域が「地元」）に限るという手口で、談合を誘発する効果は極めて高い。

２０１１年度以降の落札率が、都道府県、政令市、県庁所在地のいずれにおいても、年々顕著にアップしているのは、そのせいであろう。

（４）最低制限価格を引き上げる自治体側の言い分として、「落札率が下がると、工事の質が落ちるおそれがある」と主張するが、実際今回調査対象の９８自治体中、６自治体しか落札率と工事成績点数の関係の調査を行っておらず、情報提供いただいた６自治体のデータを見る限り、落札率と工事成績点数との関係はないといえる。最低制限価格を引き上げることは、自治体側による談合助長策とも言え、見直しを求めたい。

（５）今回、最低制限価格に関する２００９年４月～２０１３年４月の変化をまとめてみた。徐々に各自治体が最低制限価格を引き上げていることがわかる。参考になれば幸いである。

（６）一般競争入札（「誰もが入札に参加でき」「誰が入札に参加しているか分からない」）をさらにすすめるよう自治体側に働きかけたい。

（７）予定価格の合理性についても注目したい。

（８）来年以降も談合疑惑度・落札率の調査を続けたい。

（調査担当：全国市民オンブズマン連絡会議　事務局）
〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-7-9
チサンマンション丸の内第２　３０３
TEL 052-953-8052　FAX 052-953-8050
office@ombudsman.jp　http://www.ombudsman.jp/
調査担当：内田・村元・石川・深井・半田・小笠原・山下・村上・村元

【 2012年度　都道府県落札率一覧表 】

順位		入札件数	複数回の入札回数	一位不動	予定価格税抜（千円）	落札価格税抜（千円）	１２年度落札率（%）	11年度落札率	10年度落札率	09年度落札率	08年度落札率	07年度落札率	06年度落札率	05年度落札率	04年度落札率	03年度落札率	02年度落札率	岡山県の落札率との差	節約可能額（千円）
全国計:前回		*4,844*	*12*	*11*	*1,516,633,292*	*1,312,502,624*	*86.5%*												
全国計:今回		5,640	37	28	1,769,906,225	1,579,800,140	89.3%	86.5%	82.9%	84.2%	85.4%	86.5%	83.5%	91.1%	94.0%	94.0%	95.3%	7.2%	126,707,130
1	岡山県	51	0	0	11,142,915	9,145,864	82.1%	81.0%	81.1%	80.9%	82.3%	79.6%	84.7%	94.2%	92.2%	90.0%	96.2%	－	－
2	広島県	73	－	－	22,036,387	18,287,360	83.0%	78.9%	72.4%	82.0%	85.2%	86.6%	84.2%	94.2%	93.7%	95.3%	96.0%	0.9%	195,487
3	和歌山県	89	0	0	22,785,497	19,078,200	83.7%	77.5%	79.1%	81.7%	83.8%	77.0%	73.6%	90.7%	95.5%	93.6%	95.8%	1.6%	371,307
4	愛知県	295	－	－	57,684,885	48,771,828	84.5%	79.5%	74.7%	81.6%	85.8%	84.4%	84.2%	94.5%	94.2%	95.8%	96.2%	2.4%	1,412,537
5	東京都	431	－	－	330,517,095	281,699,829	85.2%	84.9%	78.7%	78.5%	85.6%	75.5%	80.1%	92.0%	94.9%	93.7%	96.3%	3.1%	10,345,294
6	鳥取県	52	3	0	15,341,583	13,077,440	85.2%	90.7%	85.9%	86.5%	85.6%	83.8%	81.5%	87.5%	92.0%	88.3%	93.4%	3.1%	482,000
7	徳島県	33	－	－	11,253,690	9,596,075	85.3%	89.5%	87.3%	84.6%	86.6%	83.9%	75.9%	91.3%	93.5%	94.3%	95.0%	3.2%	356,796
8	神奈川県	211	0	0	42,177,008	36,050,840	85.5%	88.1%	87.5%	88.3%	81.7%	85.3%	87.8%	84.8%	92.3%	93.8%	94.7%	3.4%	1,423,516
9	京都府	35	0	0	13,872,803	11,884,432	85.7%	77.8%	78.7%	82.6%	81.4%	81.8%	75.7%	85.1%	92.3%	94.1%	93.6%	3.6%	494,861
10	山口県	45	－	－	9,337,727	8,015,755	85.8%	81.3%	85.8%	85.9%	85.2%	84.9%	83.8%	93.1%	95.6%	95.1%	94.8%	3.7%	349,481
11	大阪府	167	5	4	56,600,100	48,698,683	86.0%	75.2%	74.2%	76.8%	82.6%	82.4%	77.0%	92.9%	94.6%	94.8%	93.4%	3.9%	2,230,001
12	長野県	60	0	0	11,997,700	10,412,890	86.8%	84.8%	76.6%	77.3%	79.5%	81.0%	73.2%	74.8%	83.1%	75.6%	92.8%	4.7%	562,778
13	奈良県	100	－	－	26,647,965	23,248,346	87.2%	87.6%	85.9%	86.5%	87.8%	86.6%	80.5%	94.1%	95.3%	97.0%	97.0%	5.1%	1,370,367
14	大分県	86	－	－	24,854,735	21,711,385	87.4%	79.4%	79.8%	82.1%	77.6%	74.9%	76.5%	85.9%	87.0%	88.6%	96.2%	5.3%	1,305,648
15	長崎県	88	0	0	26,450,641	23,188,017	87.7%	90.7%	89.1%	90.5%	85.9%	86.9%	79.6%	87.3%	89.5%	89.5%	93.2%	5.6%	1,472,041
16	富山県	23	－	－	6,947,283	6,098,484	87.8%	82.3%	85.1%	77.8%	87.5%	80.2%	73.3%	76.9%	95.1%	97.5%	97.1%	5.7%	394,765
17	高知県	41	0	0	13,607,955	11,982,771	88.1%	88.3%	93.2%	91.8%	85.4%	90.3%	87.1%	89.4%	94.5%	90.3%	91.8%	6.0%	810,640
18	三重県	180	－	－	33,800,196	29,795,488	88.2%	87.1%	81.5%	76.5%	80.3%	78.4%	88.5%	91.1%	92.6%	93.5%	93.8%	6.1%	2,045,527
19	福岡県	181	－	－	71,966,641	63,553,009	88.3%	88.0%	86.7%	86.3%	83.7%	85.6%	84.5%	92.1%	94.6%	94.1%	94.9%	6.2%	4,468,397
20	滋賀県	39	0	0	11,065,931	9,793,453	88.5%	87.5%	87.2%	87.5%	81.3%	78.8%	79.8%	88.0%	83.9%	92.9%	92.1%	6.4%	708,324
21	茨城県	82	－	－	24,991,280	22,331,160	89.4%	91.7%	81.7%	82.2%	86.5%	85.6%	80.9%	89.2%	93.4%	94.9%	95.5%	7.3%	1,813,319
22	鹿児島県	93	0	0	28,138,425	25,149,847	89.4%	90.7%	79.8%	83.2%	81.6%	90.9%	91.4%	94.6%	95.2%	96.8%	98.2%	7.3%	2,048,201
23	佐賀県	25	0	0	5,916,388	5,304,979	89.7%	90.1%	89.9%	89.8%	86.2%	84.2%	84.9%	94.2%	95.8%	95.4%	96.2%	7.6%	447,624
24	福井県	46	0	0	20,133,033	18,071,946	89.8%	85.5%	79.5%	84.1%	80.2%	80.3%	80.7%	94.6%	95.1%	97.0%	96.5%	7.7%	1,542,726
25	宮崎県	49	0	0	12,681,722	11,386,184	89.8%	89.6%	89.0%	90.2%	83.0%	80.0%	85.4%	95.7%	95.7%	96.4%	96.0%	7.7%	974,491
26	兵庫県	243	5	4	74,813,100	67,296,180	90.0%	85.8%	85.7%	84.5%	80.4%	81.4%	84.0%	90.6%	92.0%	91.7%	92.4%	7.9%	5,874,625
27	静岡県	69	2	2	26,487,317	23,905,170	90.3%	89.3%	78.3%	75.5%	81.2%	83.8%	81.2%	89.4%	93.8%	95.9%	93.5%	8.2%	2,159,083
28	香川県	25	－	－	6,174,000	5,590,800	90.6%	87.8%	87.2%	85.6%	83.2%	87.0%	92.2%	93.2%	91.5%	96.1%	92.6%	8.5%	521,946
29	栃木県	33	－	－	9,806,480	8,884,795	90.6%	90.6%	90.0%	88.5%	84.9%	83.1%	80.6%	90.8%	97.0%	95.3%	97.3%	8.5%	833,675
30	千葉県	77	0	0	19,426,780	17,637,273	90.8%	89.2%	89.3%	87.8%	87.8%	86.0%	77.7%	94.0%	95.3%	93.4%	95.8%	8.7%	1,687,886
31	愛媛県	27	－	－	10,687,330	9,728,250	91.0%	87.8%	89.3%	88.5%	83.2%	82.1%	83.8%	88.4%	93.6%	94.1%	95.2%	8.9%	953,952
32	埼玉県	76	3	0	25,945,210	23,634,711	91.1%	83.1%	74.5%	85.8%	86.9%	82.1%	92.2%	95.3%	96.2%	90.7%	95.6%	9.0%	2,333,694
33	熊本県	56	－	－	17,618,307	16,081,407	91.3%	91.9%	89.5%	90.0%	88.4%	88.0%	86.2%	95.4%	98.0%	97.4%	98.0%	9.2%	1,616,777
34	青森県	58	－	－	12,403,701	11,330,930	91.4%	87.9%	88.0%	83.0%	86.9%	88.6%	86.1%	92.9%	95.4%	92.8%	95.7%	9.3%	1,147,491
35	沖縄県	126	0	0	28,922,874	26,503,010	91.6%	91.9%	91.7%	92.2%	85.3%	84.2%	77.7%	85.7%	96.4%	96.5%	97.5%	9.5%	2,757,330
36	宮城県	491	－	－	170,807,917	156,870,583	91.8%	91.8%	85.9%	84.4%	84.1%	80.5%	77.1%	74.9%	78.6%	81.8%	86.8%	9.7%	16,637,283
37	群馬県	46	5	5	10,929,241	10,112,370	92.5%	85.7%	83.1%	80.3%	89.2%	87.1%	85.3%	91.2%	92.9%	96.4%	96.4%	10.4%	1,139,463
38	秋田県	49	－	－	9,224,097	8,535,810	92.5%	91.4%	90.2%	91.1%	90.4%	82.4%	88.4%	89.2%	93.4%	95.7%	95.5%	10.4%	962,827
39	岩手県	290	－	－	141,360,538	130,975,331	92.7%	88.0%	84.8%	83.7%	82.7%	84.1%	85.1%	87.3%	92.0%	93.4%	93.8%	10.6%	14,918,330
40	山梨県	60	－	－	12,247,119	11,381,270	92.9%	92.4%	89.1%	93.9%	92.7%	90.4%	92.1%	89.8%	97.0%	97.0%	96.0%	10.8%	1,326,385
41	岐阜県	72	1	1	17,353,993	16,159,026	93.1%	91.0%	86.9%	84.8%	85.4%	89.0%	89.7%	91.9%	94.4%	95.2%	95.8%	11.0%	1,911,397
42	新潟県	234	7	6	39,609,260	36,996,420	93.4%	91.2%	91.6%	90.7%	89.2%	85.8%	80.6%	92.6%	94.6%	94.4%	98.1%	11.3%	4,477,218
43	北海道	546	6	6	97,111,772	90,842,879	93.5%	93.4%	92.2%	91.9%	91.3%	92.8%	94.4%	94.7%	96.7%	97.0%	97.1%	11.4%	11,114,115
44	石川県	17	－	－	3,550,994	3,321,800	93.5%	92.3%	86.8%	91.1%	90.0%	84.8%	94.3%	92.3%	94.9%	97.2%	97.6%	11.4%	406,434
45	島根県	81	－	－	25,414,968	23,832,183	93.8%	92.1%	92.0%	87.3%	87.5%	91.6%	90.7%	94.6%	96.7%	98.2%	98.0%	11.7%	2,966,494
46	山形県	114	－	－	30,178,797	28,540,491	94.6%	92.7%	90.9%	91.7%	89.3%	88.0%	86.0%	92.8%	92.1%	94.5%	93.7%	12.5%	3,763,699
47	福島県	275	0	0	67,882,844	65,305,183	96.2%	93.7%	88.4%	88.1%	84.2%	80.3%	85.5%	94.9%	95.3%	96.4%	97.2%	14.1%	9,573,368

※東京都は予定価格税抜き3億円以上、その他は予定価格税抜き1億円以上の工事を対象にした。
（業務委託を含むPFI等の入札は除く）
※“－”は、予定価格が事前公表、もしくは入札不調の場合再度公告するため、複数回入札なし。

【 2012年度　都道府県落札率分布表（疑惑度順）】

順位		65%未満	65%～	70%～	75%～	80%～	85%～	90%～	95%～	件数	落札率85%未満	落札率85%以上90%未満	落札率90%以上95%未満	落札率95%以上	【談合疑惑度】落札率90%以上
全国計：前回		*0.5%*	*0.6%*	*4.9%*	*3.8%*	*9.7%*	*33.9%*	*27.0%*	*19.5%*	*4,844件*	*19.6%*	*33.9%*	*27.0%*	*19.5%*	*46.5%*
全国計：今回		0.3%	0.4%	2.0%	2.3%	4.2%	35.3%	28.1%	27.4%	5,629件	9.2%	35.3%	28.1%	27.4%	55.4%
1	新潟県	0	0	0	0	2	2	121	109	234	0.9%	0.9%	51.7%	46.6%	98.3%
2	宮崎県	1	0	0	0	0	0	48	0	49	2.0%	0.0%	98.0%	0.0%	98.0%
3	長崎県	0	0	0	2	0	2	83	1	88	2.3%	2.3%	94.3%	1.1%	95.5%
4	北海道	0	0	0	0	0	53	282	211	546	0.0%	9.7%	51.6%	38.6%	90.3%
5	山形県	0	0	0	1	0	15	36	62	114	0.9%	13.2%	31.6%	54.4%	86.0%
6	鳥取県	0	0	1	4	0	3	38	6	52	9.6%	5.8%	73.1%	11.5%	84.6%
7	岐阜県	0	0	0	3	2	7	25	35	72	6.9%	9.7%	34.7%	48.6%	83.3%
8	福島県	0	0	0	0	0	48	22	205	275	0.0%	17.5%	8.0%	74.5%	82.5%
9	青森県	0	0	3	4	1	5	25	20	58	13.8%	8.6%	43.1%	34.5%	77.6%
10	山梨県	0	0	1	4	0	9	16	30	60	8.3%	15.0%	26.7%	50.0%	76.7%
11	群馬県	1	0	1	1	5	4	13	21	46	17.4%	8.7%	28.3%	45.7%	73.9%
12	茨城県	3	0	1	0	1	17	50	10	82	6.1%	20.7%	61.0%	12.2%	73.2%
13	石川県	0	0	0	0	0	5	4	8	17	0.0%	29.4%	23.5%	47.1%	70.6%
14	熊本県	0	0	0	0	0	17	10	29	56	0.0%	30.4%	17.9%	51.8%	69.6%
15	沖縄県	0	0	0	0	0	40	69	17	126	0.0%	31.7%	54.8%	13.5%	68.3%
16	宮城県	0	0	0	0	29	129	147	186	491	5.9%	26.3%	29.9%	37.9%	67.8%
17	秋田県	0	0	0	0	4	15	12	18	49	8.2%	30.6%	24.5%	36.7%	61.2%
18	富山県	1	2	2	1	0	3	3	11	23	26.1%	13.0%	13.0%	47.8%	60.9%
19	岩手県	0	0	0	1	10	110	58	111	290	3.8%	37.9%	20.0%	38.3%	58.3%
20	島根県	0	0	0	0	2	32	21	26	81	2.5%	39.5%	25.9%	32.1%	58.0%
21	静岡県	0	3	4	2	2	19	12	27	69	15.9%	27.5%	17.4%	39.1%	56.5%
22	長野県	1	0	0	0	4	23	26	6	60	8.3%	38.3%	43.3%	10.0%	53.3%
23	東京都	1	1	54	17	20	109	88	141	431	21.6%	25.3%	20.4%	32.7%	53.1%
24	佐賀県	0	0	0	0	0	12	12	1	25	0.0%	48.0%	48.0%	4.0%	52.0%
25	千葉県	0	0	0	0	1	39	16	21	77	1.3%	50.6%	20.8%	27.3%	48.1%
26	大分県	0	0	1	33	0	11	1	40	86	39.5%	12.8%	1.2%	46.5%	47.7%
27	愛知県	1	12	21	13	20	92	78	58	295	22.7%	31.2%	26.4%	19.7%	46.1%
28	愛媛県	0	0	0	0	0	15	4	8	27	0.0%	55.6%	14.8%	29.6%	44.4%
29	香川県	0	0	0	2	2	10	7	4	25	16.0%	40.0%	28.0%	16.0%	44.0%
30	埼玉県	0	0	2	7	5	29	22	11	76	18.4%	38.2%	28.9%	14.5%	43.4%
31	鹿児島県	0	0	1	0	0	59	23	10	93	1.1%	63.4%	24.7%	10.8%	35.5%
32	三重県	0	0	0	1	12	113	47	7	180	7.2%	62.8%	26.1%	3.9%	30.0%
33	福井県	0	0	0	0	0	34	9	3	46	0.0%	73.9%	19.6%	6.5%	26.1%
34	高知県	0	0	0	0	0	31	9	1	41	0.0%	75.6%	22.0%	2.4%	24.4%
35	神奈川県	1	0	0	0	15	145	34	16	211	7.6%	68.7%	16.1%	7.6%	23.7%
36	栃木県	0	0	0	0	1	16	5	0	22	4.5%	72.7%	22.7%	0.0%	22.7%
37	福岡県	0	0	0	0	1	141	16	23	181	0.6%	77.9%	8.8%	12.7%	21.5%
38	滋賀県	0	0	0	0	2	29	8	0	39	5.1%	74.4%	20.5%	0.0%	20.5%
39	大阪府	0	0	0	14	15	105	20	13	167	17.4%	62.9%	12.0%	7.8%	19.8%
40	岡山県	0	3	3	1	24	10	5	5	51	60.8%	19.6%	9.8%	9.8%	19.6%
41	兵庫県	1	0	0	0	9	190	26	17	243	4.1%	78.2%	10.7%	7.0%	17.7%
42	京都府	0	0	1	1	2	25	6	0	35	11.4%	71.4%	17.1%	0.0%	17.1%
43	和歌山県	0	0	11	9	8	46	9	6	89	31.5%	51.7%	10.1%	6.7%	16.9%
44	広島県	1	1	1	8	17	34	9	2	73	38.4%	46.6%	12.3%	2.7%	15.1%
45	徳島県	0	0	0	0	18	12	3	0	33	54.5%	36.4%	9.1%	0.0%	9.1%
46	山口県	4	1	4	1	3	28	3	1	45	28.9%	62.2%	6.7%	2.2%	8.9%
47	奈良県	0	0	0	0	1	96	0	3	100	1.0%	96.0%	0.0%	3.0%	3.0%

【2012年度　都道府県落札率分布表（疑惑度順）】

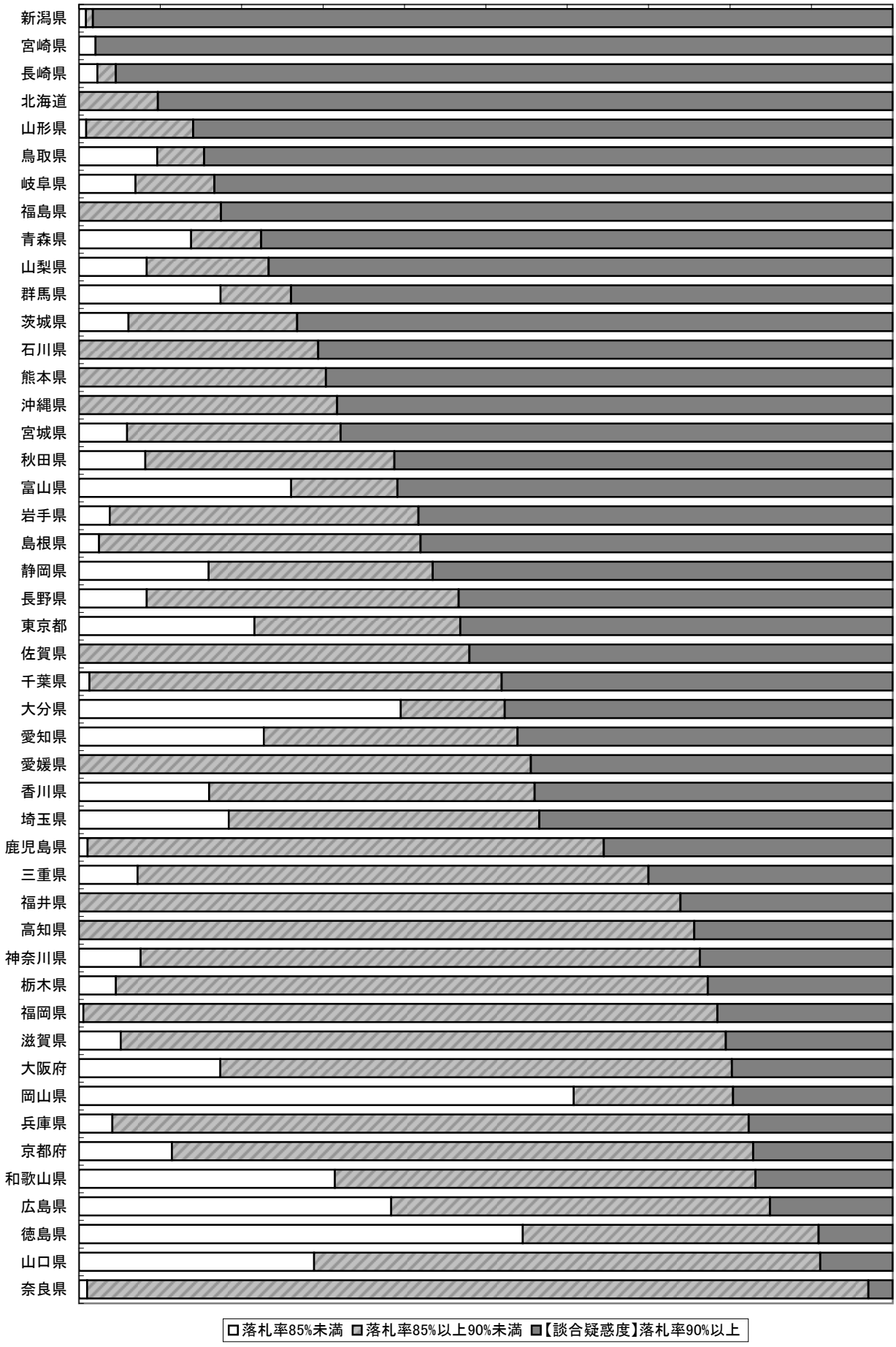

【 2012年度　政令市落札率一覧表 】

順位		入札件数	複数回の入札回数	一位不動	予定価格税抜（千円）	落札価格税抜(千円)	12年度落札率	11年度落札率	10年度落札率	09年度落札率	08年度落札率	07年度落札率	06年度落札率	05年度落札率	04年度落札率	03年度落札率	02年度落札率	岡山県の落札率との差	節約可能額（千円）
全国計：前回		*1,446*	*12*	*12*	*425,081,129*	*356,183,584*	*83.8%*												
全国計：今回		1,704	33	32	500,447,589	431,750,198	86.3%	83.8%	80.7%	*76.9%*	82.8%	82.9%	84.1%	91.3%	93.2%	94.7%	95.3%	4.2%	20,882,727
1	堺市	39	－	－	13,831,008	9,988,505	72.2%	76.1%	73.3%	74.0%	78.3%	86.5%	84.9%	86.9%	－	－	－	-9.9%	0
2	広島市	96	0	0	28,205,612	22,168,566	78.6%	72.0%	73.3%	73.9%	73.7%	85.3%	84.3%	90.2%	88.1%	*92.5%*	*96.7%*	-3.5%	0
3	相模原市	35	2	2	13,094,160	10,413,855	79.5%	87.1%	83.7%	89.6%	－	－	－	－	－	－	－	-2.6%	0
4	名古屋市	189	－	－	59,119,628	48,324,313	81.7%	75.0%	68.7%	68.8%	82.8%	89.1%	91.7%	94.1%	95.6%	*94.3%*	*95.9%*	-0.4%	0
5	さいたま市	58	0	0	13,608,358	11,672,625	85.8%	85.6%	80.2%	86.9%	73.5%	85.4%	87.4%	96.7%	97.7%	*95.6%*	*97.7%*	3.7%	500,163
6	札幌市	145	4	3	34,964,310	30,298,405	86.7%	85.6%	85.2%	77.1%	85.2%	81.2%	91.7%	93.7%	95.7%	*95.2%*	*94.3%*	4.6%	1,592,706
7	神戸市	89	0	0	25,972,400	22,524,564	86.7%	85.7%	83.1%	75.5%	76.3%	82.6%	85.0%	89.7%	95.0%	*96.7%*	*96.5%*	4.6%	1,201,224
8	静岡市	62	0	0	16,480,082	14,300,153	86.8%	90.3%	85.0%	85.4%	86.7%	82.9%	83.7%	86.2%	86.3%	*89.5%*	*90.7%*	4.7%	770,006
9	大阪市	240	6	6	64,933,538	56,393,081	86.8%	85.9%	79.7%	79.7%	80.7%	78.8%	81.4%	93.9%	95.2%	*94.2%*	*95.9%*	4.7%	3,082,646
10	川崎市	89	9	9	40,680,456	35,480,882	87.2%	84.5%	83.6%	60.2%	87.8%	79.0%	83.7%	89.4%	94.2%	*95.9%*	*94.6%*	5.1%	2,082,228
11	福岡市	83	－	－	27,027,818	23,805,593	88.1%	84.2%	84.5%	86.5%	86.1%	83.2%	81.0%	91.8%	91.3%	*92.8%*	*94.6%*	6.0%	1,615,755
12	京都市	53	6	6	11,152,000	9,871,960	88.5%	85.2%	84.5%	80.6%	90.5%	87.5%	89.7%	93.0%	92.5%	*78.4%*	*95.8%*	6.4%	716,168
13	岡山市	22	1	1	7,276,611	6,519,583	89.6%	82.0%	87.2%	82.8%	81.2%	82.0%	83.7%	79.4%	86.1%	*87.2%*	*79.9%*	7.5%	545,485
14	仙台市	118	－	－	38,565,423	34,567,185	89.6%	91.5%	85.4%	85.3%	85.8%	80.3%	80.7%	86.0%	91.8%	*93.4%*	*95.2%*	7.5%	2,904,973
15	横浜市	179	－	－	44,119,670	39,613,652	89.8%	88.3%	87.5%	87.0%	86.9%	87.9%	82.2%	87.6%	84.5%	*94.9%*	*95.5%*	7.7%	3,391,403
16	熊本市	37	－	－	8,885,990	8,007,008	90.1%	84.8%	87.7%	87.5%	85.7%	83.9%	86.5%	89.1%	85.1%	*97.7%*	*95.8%*	8.0%	711,610
17	浜松市	41	3	3	12,726,021	11,505,129	90.4%	90.6%	89.6%	88.4%	86.1%	88.5%	89.8%	－	－	－	－	8.3%	1,057,065
18	北九州市	59	－	－	19,865,520	17,990,439	90.6%	86.4%	85.3%	85.4%	84.9%	81.1%	83.9%	90.1%	92.7%	*94.0%*	*94.2%*	8.5%	1,680,847
19	新潟市	70	2	2	19,938,984	18,304,700	91.8%	93.2%	89.5%	87.4%	85.3%	73.5%	85.4%	87.3%	92.3%	*92.9%*	*97.6%*	9.7%	1,934,794
20	千葉市	28	0	0	5,055,880	4,674,746	92.5%	89.6%	88.3%	81.9%	82.4%	83.3%	67.5%	91.2%	93.2%	*90.5%*	*88.2%*	10.4%	523,869

※予定価格税抜き１億円以上の工事を対象にした（業務委託を含むPFI等の入札は除く）。
※“－”は、予定価格が事前公表、もしくは入札不調の場合再度公告するため、複数回入札なし。
※新潟市の02-05年度落札率、静岡市の02-03年度落札率、熊本市の02-10年度落札率は、予定価格税抜き５０００万円以上の工事を対象とした。

【 2012年度　政令市落札率分布表（疑惑度順）】

順位		65%未満	65%～	70%～	75%～	80%～	85%～	90%～	95%～	件数	落札率85%未満	落札率85%以上90%未満	落札率90%以上95%未満	落札率95%以上	【談合疑惑度】落札率90%以上
全国計：前回		*2.0%*	*1.1%*	*3.7%*	*4.8%*	*22.8%*	*42.8%*	*14.0%*	*8.7%*	*1,526件*	*34.5%*	*42.8%*	*14.0%*	*8.7%*	*22.7%*
全国計：今回		1.3%	1.4%	2.0%	3.7%	15.7%	44.5%	19.4%	11.9%	1,693件	24.1%	44.5%	19.4%	11.9%	31.4%
1	千葉市	0	0	0	0	0	9	9	10	28	0.0%	32.1%	32.1%	35.7%	67.9%
2	新潟市	0	0	0	0	0	27	37	6	70	0.0%	38.6%	52.9%	8.6%	61.4%
3	仙台市	0	0	1	1	2	52	35	27	118	3.4%	44.1%	29.7%	22.9%	52.5%
4	浜松市	0	0	0	2	14	4	6	15	41	39.0%	9.8%	14.6%	36.6%	51.2%
5	川崎市	0	0	1	6	17	23	17	25	89	27.0%	25.8%	19.1%	28.1%	47.2%
6	札幌市	3	0	0	3	3	68	57	11	145	6.2%	46.9%	39.3%	7.6%	46.9%
7	静岡市	2	0	2	0	22	13	11	12	62	41.9%	21.0%	17.7%	19.4%	37.1%
8	広島市	14	5	8	16	6	14	18	15	96	51.0%	14.6%	18.8%	15.6%	34.4%
9	横浜市	0	0	1	2	12	112	39	13	179	8.4%	62.6%	21.8%	7.3%	29.1%
10	相模原市	2	1	0	0	7	15	3	7	35	28.6%	42.9%	8.6%	20.0%	28.6%
11	岡山市	0	0	2	0	2	12	3	3	22	18.2%	54.5%	13.6%	13.6%	27.3%
12	神戸市	0	0	0	9	16	40	20	4	89	28.1%	44.9%	22.5%	4.5%	27.0%
13	京都市	0	0	0	0	3	38	10	2	53	5.7%	71.7%	18.9%	3.8%	22.6%
14	名古屋市	0	15	18	22	58	34	17	25	189	59.8%	18.0%	9.0%	13.2%	22.2%
15	熊本市	0	0	0	0	1	28	5	3	37	2.7%	75.7%	13.5%	8.1%	21.6%
16	大阪市	0	1	1	0	86	105	31	16	240	36.7%	43.8%	12.9%	6.7%	19.6%
17	福岡市	0	0	0	0	2	71	9	1	83	2.4%	85.5%	10.8%	1.2%	12.0%
18	北九州市	1	1	0	0	1	49	2	5	59	5.1%	83.1%	3.4%	8.5%	11.9%
19	さいたま市	0	1	0	1	14	40	0	2	58	27.6%	69.0%	0.0%	3.4%	3.4%
20	堺市	1	0	25	6	3	4	0	0	39	89.7%	10.3%	0.0%	0.0%	0.0%

【2012年度　政令市落札率分布表(疑惑度順)】

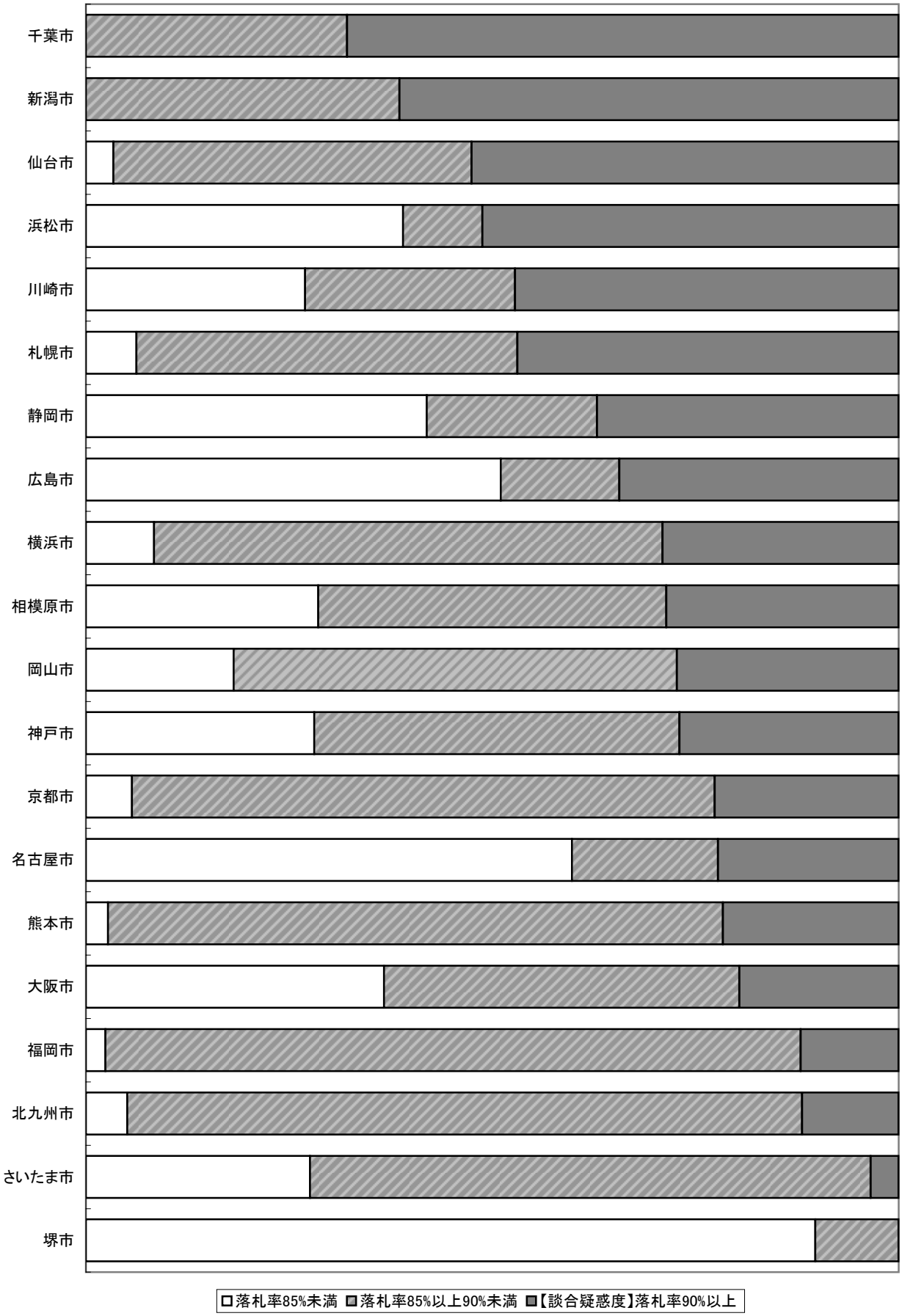

【 2012年度　県庁所在地市落札率一覧表 】

順位		入札件数	複数回の入札回数	一位不動	予定価格 税抜（千円）	落札価格 税抜(千円)	12年度落札率	11年度落札率	10年度落札率	09年度落札率	08年度落札率	07年度落札率	06年度落札率	05年度落札率	04年度落札率	03年度落札率	02年度落札率	岡山県の落札率との差	節約可能額（千円）
全国計：前回		*1,507*	*5*	*5*	*159,465,744*	*140,758,331*	*88.3%*												
全国計：今回		1,106	4	3	186,541,688	167,107,618	89.6%	*88.3%*	85.5%	87.7%	87.6%	86.7%	86.0%	90.5%	91.0%	92.7%	91.3%	7.5%	13,956,893
1	奈良市	29	－	－	4,829,221	3,887,944	80.5%	79.4%	69.2%	83.9%	84.3%	90.1%	76.2%	89.5%	96.4%	95.8%	98.6%	-1.6%	0
2	松山市	55	－	－	9,081,087	7,570,507	83.4%	85.0%	85.5%	82.8%	83.5%	81.4%	79.9%	87.4%	26.0%	90.6%	92.7%	1.3%	114,935
3	青森市	23	0	0	3,357,349	2,810,845	83.7%	89.1%	90.5%	83.8%	88.4%	91.0%	89.9%	92.9%	91.6%	87.2%	88.4%	1.6%	54,461
4	和歌山市	43	－	－	23,968,854	20,572,583	85.8%	81.2%	80.3%	81.6%	77.7%	77.9%	76.3%	18.8%	85.3%	86.3%	81.8%	3.7%	894,153
5	佐賀市	12	0	0	1,174,864	1,011,807	86.1%	86.6%	87.0%	84.4%	76.0%	77.9%	86.9%	92.5%	94.1%	27.6%	94.1%	4.0%	47,244
6	徳島市	17	－	－	2,428,881	2,097,865	86.4%	86.0%	86.7%	81.9%	84.2%	76.1%	81.6%	90.3%	93.7%	91.3%	95.2%	4.3%	103,754
7	大分市	25	－	－	2,991,354	2,591,388	86.6%	86.2%	86.6%	82.5%	79.1%	82.8%	81.4%	90.7%	90.2%	89.1%	90.9%	4.5%	135,486
8	津市	34	－	－	3,942,558	3,419,971	86.7%	84.3%	85.4%	84.2%	81.8%	76.5%	74.7%	89.8%	84.9%	88.7%	93.8%	4.6%	183,131
9	松江市	18	0	0	2,157,471	1,896,523	87.9%	92.7%	80.7%	91.1%	91.9%	94.9%	89.9%	95.4%	97.7%	97.3%	99.2%	5.8%	125,239
10	高知市	32	1	0	6,995,555	6,154,932	88.0%	87.0%	85.2%	86.7%	86.2%	76.4%	82.5%	88.4%	83.4%	88.4%	93.6%	5.9%	411,581
11	福井市	34	0	0	3,803,579	3,350,359	88.1%	87.2%	87.1%	87.8%	85.1%	82.0%	84.4%	91.8%	89.8%	94.7%	95.9%	6.0%	227,621
12	大津市	7	－	－	1,209,198	1,065,229	88.1%	89.6%	92.5%	90.0%	85.8%	83.4%	89.5%	91.6%	93.7%	91.1%	86.2%	6.0%	72,477
13	長崎市	59	－	－	9,784,622	8,714,535	89.1%	89.5%	89.0%	89.4%	86.6%	86.7%	85.5%	89.0%	89.2%	93.2%	91.4%	7.0%	681,360
14	岐阜市	30	－	－	5,180,286	4,618,478	89.2%	85.7%	82.8%	83.4%	86.5%	88.3%	89.1%	94.4%	93.8%	92.6%	94.0%	7.1%	365,464
15	秋田市	47	－	－	5,948,789	5,341,141	89.8%	92.1%	80.0%	91.2%	71.5%	89.3%	87.2%	92.9%	88.8%	94.9%	93.1%	7.7%	457,185
16	那覇市	46	－	－	9,618,799	8,657,919	90.0%	90.0%	89.9%	90.5%	91.8%	90.1%	87.2%	85.2%	96.6%	96.9%	96.9%	7.9%	760,885
17	金沢市	57	－	－	7,750,033	6,998,597	90.3%	92.3%	91.6%	91.0%	96.7%	78.4%	89.7%	93.4%	94.2%	92.6%	96.7%	8.2%	635,820
18	山形市	29	－	－	3,243,400	2,937,064	90.6%	90.5%	93.0%	95.8%	91.4%	85.3%	86.9%	92.9%	91.8%	94.8%	95.4%	8.5%	274,233
19	宇都宮市	68	0	0	8,667,260	7,858,383	90.7%	89.2%	90.9%	88.6%	86.8%	89.4%	83.9%	90.9%	94.8%	94.7%	97.2%	8.6%	742,563
20	山口市	17	1	1	3,812,112	3,476,696	91.2%	86.0%	85.3%	83.9%	80.2%	79.3%	74.7%	92.9%	96.7%	98.4%	96.7%	9.1%	346,952
21	富山市	40	－	－	5,220,458	4,776,812	91.5%	87.2%	85.4%	88.3%	90.2%	97.3%	97.9%	98.1%	99.1%	99.2%	98.8%	9.4%	490,816
22	盛岡市	35	0	0	3,979,505	3,641,460	91.5%	87.6%	89.2%	83.5%	83.5%	82.6%	85.8%	92.9%	91.4%	91.0%	92.8%	9.4%	374,286
23	鳥取市	34	－	－	4,220,582	3,868,112	91.6%	82.2%	84.1%	82.7%	82.9%	82.3%	81.6%	86.2%	80.2%	85.4%	80.8%	9.5%	403,014
24	鹿児島市	46	0	0	6,897,660	6,341,652	91.9%	90.5%	90.8%	89.9%	90.7%	94.1%	94.9%	32.6%	95.4%	97.7%	67.7%	9.8%	678,673
25	前橋市	27	0	0	2,577,410	2,370,800	92.0%	91.3%	87.9%	84.6%	90.1%	84.4%	90.5%	93.5%	95.3%	98.0%	98.3%	9.9%	254,746
26	長野市	69	0	0	15,977,990	14,723,320	92.1%	91.7%	86.3%	84.6%	89.9%	89.7%	88.2%	92.6%	82.0%	85.7%	92.3%	10.0%	1,605,390
27	甲府市	55	－	－	7,770,767	7,183,677	92.4%	89.6%	79.6%	90.9%	97.9%	95.1%	92.5%	95.5%	97.4%	95.2%	94.8%	10.3%	803,877
28	高松市	32	－	－	9,506,510	9,058,346	95.3%	89.8%	87.8%	91.0%	88.7%	89.8%	84.1%	90.2%	24.3%	24.6%	24.2%	13.2%	1,253,501
29	宮崎市	16	－	－	2,245,347	2,161,565	96.3%	97.6%	93.6%	96.2%	96.5%	94.6%	93.1%	97.9%	97.8%	97.5%	97.6%	14.2%	318,135
30	水戸市	53	－	－	6,133,040	5,928,209	96.7%	90.9%	94.0%	95.6%	94.4%	98.0%	94.5%	94.4%	96.0%	96.8%	95.4%	14.6%	892,983
31	福島市	17	2	2	2,067,148	2,020,900	97.8%	87.6%	89.4%	85.2%	88.1%	78.2%	92.3%	97.2%	98.1%	98.1%	98.7%	15.7%	323,772

※予定価格税抜き5000万円以上の工事を対象にした（業務委託を含むPFI等の入札は除く）。
※“－”は、予定価格が事前公表、もしくは入札不調の場合再度公告するため、複数回入札なし。

【 2012年度　県庁所在地市落札率分布表（疑惑度順）】

順位		65%未満	65%～	70%～	75%～	80%～	85%～	90%～	95%～	件数	落札率85%未満	落札率85%以上90%未満	落札率90%以上95%未満	落札率95%以上	【談合疑惑度】落札率90%以上
全国計：前回		*0.9%*	*0.9%*	*2.1%*	*4.0%*	*25.9%*	*29.9%*	*18.7%*	*17.7%*	*1,507件*	*33.8%*	*29.9%*	*18.7%*	*17.7%*	36.4%
全国計：今回		0.4%	1.1%	1.9%	2.4%	14.5%	33.3%	25.8%	20.7%	1,106件	20.3%	33.3%	25.8%	20.7%	46.5%
1	那覇市	0	0	0	0	0	0	46	0	46	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
2	前橋市	0	0	0	1	0	0	8	18	27	3.7%	0.0%	29.6%	66.7%	96.3%
3	福島市	0	0	0	0	0	1	1	15	17	0.0%	5.9%	5.9%	88.2%	94.1%
4	水戸市	0	0	2	2	0	2	3	44	53	7.5%	3.8%	5.7%	83.0%	88.7%
5	宮崎市	0	0	0	0	0	2	6	8	16	0.0%	12.5%	37.5%	50.0%	87.5%
6	甲府市	1	2	0	2	4	1	15	30	55	16.4%	1.8%	27.3%	54.5%	81.8%
7	高松市	0	0	0	0	2	6	10	14	32	6.3%	18.8%	31.3%	43.8%	75.0%
8	秋田市	0	2	2	0	9	1	28	5	47	27.7%	2.1%	59.6%	10.6%	70.2%
9	宇都宮市	0	0	0	0	0	22	40	6	68	0.0%	32.4%	58.8%	8.8%	67.6%
10	山形市	0	0	0	0	11	1	13	4	29	37.9%	3.4%	44.8%	13.8%	58.6%
11	富山市	0	0	0	0	8	9	7	16	40	20.0%	22.5%	17.5%	40.0%	57.5%
12	長野市	0	0	0	0	0	30	22	17	69	0.0%	43.5%	31.9%	24.6%	56.5%
13	盛岡市	0	0	0	0	1	15	13	6	35	2.9%	42.9%	37.1%	17.1%	54.3%
14	鹿児島市	0	0	0	0	10	13	9	14	46	21.7%	28.3%	19.6%	30.4%	50.0%
15	松江市	0	0	0	3	3	4	3	5	18	33.3%	22.2%	16.7%	27.8%	44.4%
16	松山市	3	0	0	0	6	25	21	0	55	16.4%	45.5%	38.2%	0.0%	38.2%
17	金沢市	0	0	0	0	0	39	13	5	57	0.0%	68.4%	22.8%	8.8%	31.6%
18	岐阜市	0	0	0	5	7	9	7	2	30	40.0%	30.0%	23.3%	6.7%	30.0%
19	山口市	0	0	0	0	0	12	4	1	17	0.0%	70.6%	23.5%	5.9%	29.4%
20	鳥取市	0	0	0	0	0	27	3	4	34	0.0%	79.4%	8.8%	11.8%	20.6%
21	大分市	0	0	1	0	17	3	3	1	25	72.0%	12.0%	12.0%	4.0%	16.0%
22	福井市	0	0	0	0	5	24	2	3	34	14.7%	70.6%	5.9%	8.8%	14.7%
23	大津市	0	0	0	0	1	5	1	0	7	14.3%	71.4%	14.3%	0.0%	14.3%
24	高知市	0	0	0	0	7	21	1	3	32	21.9%	65.6%	3.1%	9.4%	12.5%
25	徳島市	0	0	0	0	9	6	1	1	17	52.9%	35.3%	5.9%	5.9%	11.8%
26	津市	0	0	0	0	21	10	0	3	34	61.8%	29.4%	0.0%	8.8%	8.8%
27	青森市	0	5	11	1	2	2	1	1	23	82.6%	8.7%	4.3%	4.3%	8.7%
28	和歌山市	0	0	0	4	29	7	2	1	43	76.7%	16.3%	4.7%	2.3%	7.0%
29	奈良市	0	3	5	9	5	5	0	2	29	75.9%	17.2%	0.0%	6.9%	6.9%
30	長崎市	0	0	0	0	0	57	2	0	59	0.0%	96.6%	3.4%	0.0%	3.4%
31	佐賀市	0	0	0	0	3	9	0	0	12	25.0%	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%

【2012年度 県庁所在地市落札率分布表(疑惑度順)】

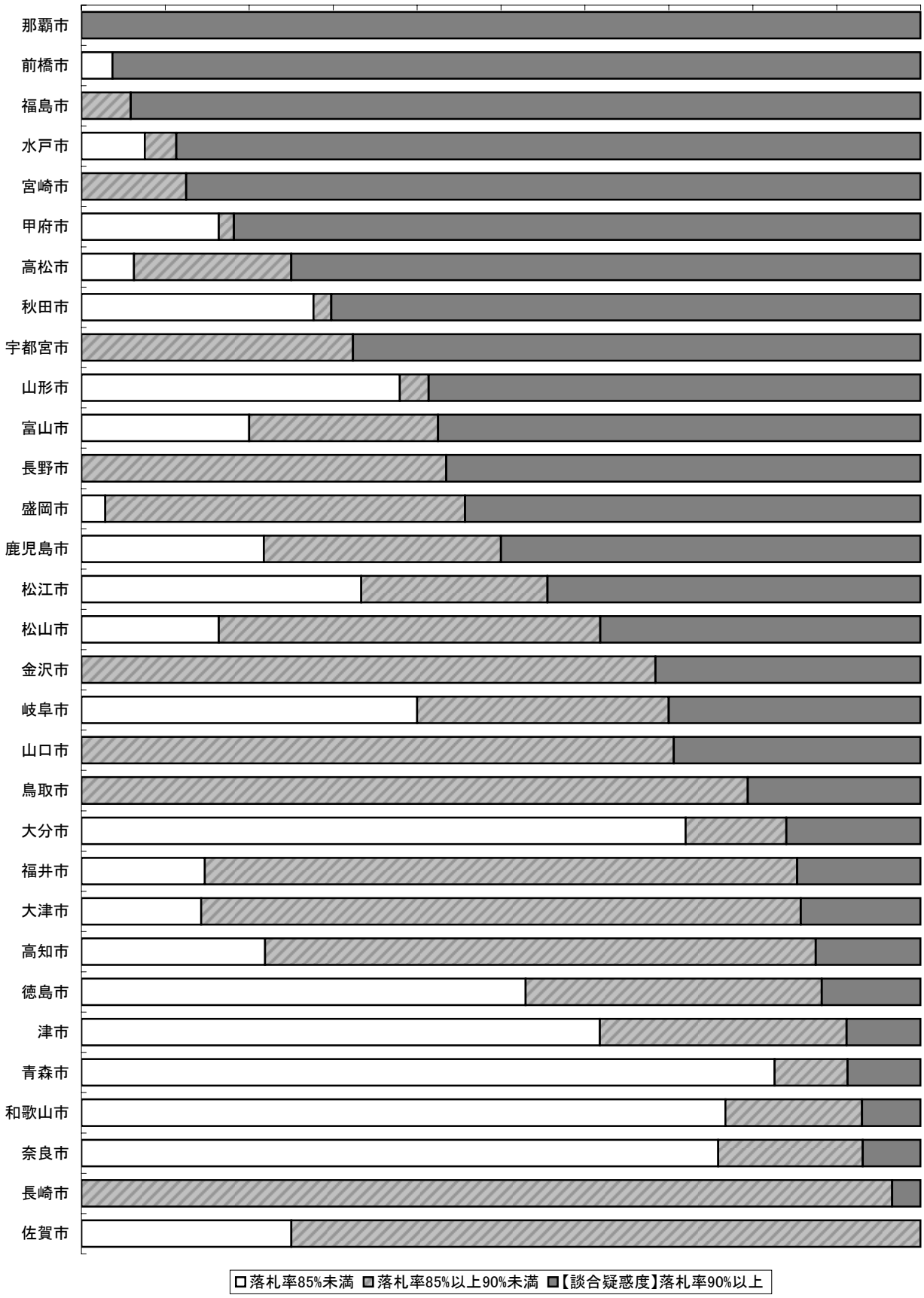

建設工事受注動態統計調査（平成24年度計分） 国土交通省 平成25年 5月10日公表

Ⅱ．公共機関からの受注工事（1件500万円以上の工事）

Ⅱ－4．発注機関別・施工都道府県別請負契約額　　平成24年 4月 ～ 平成25年 3月分　　（単位：百万円，%）

	合計		国の機関				地方の機関				
		前年比		国	独立行政法人	政府関連企業等		都道府県	市区町村	地方公営企業	その他
T.全国計	10,147,213	11.8	3,640,378	1,987,769	474,418	1,178,191	6,506,835	2,511,019	3,002,484	703,059	290,273
1.北海道	893,626	37.9	383,665	258,824	38,562	86,279	509,961	237,570	236,128	27,981	8,281
2.青森	158,180	▲ 0.2	52,531	35,590	14,082	2,859	105,649	50,748	44,437	7,905	2,559
3.岩手	312,173	89.8	104,198	69,139	24,211	10,848	207,975	124,599	63,817	3,071	16,487
4.宮城	525,363	▲ 26.6	254,655	136,845	24,018	93,793	270,707	99,683	112,506	39,290	19,229
5.秋田	114,722	47.4	30,415	23,719	3,450	3,246	84,307	38,989	40,538	2,674	2,106
6.山形	119,256	20.6	41,294	33,347	1,069	6,878	77,963	34,014	38,557	2,081	3,310
7.福島	461,907	108.9	183,140	159,282	8,843	15,015	278,767	87,844	182,067	3,223	5,634
8.茨城	200,042	3.8	71,682	26,518	31,431	13,733	128,359	52,290	60,565	11,779	3,724
9.栃木	116,357	▲ 6.6	22,051	10,399	7,913	3,739	94,305	38,795	52,110	1,326	2,074
10.群馬	134,172	3.2	25,337	19,645	430	5,262	108,835	42,710	50,743	3,205	12,176
11.埼玉	302,406	23.7	114,777	45,870	31,083	37,825	187,629	43,316	108,801	29,697	5,814
12.千葉	282,888	▲ 16.3	126,236	52,946	26,792	46,498	156,652	39,369	97,859	13,318	6,106
13.東京	813,605	▲ 3.0	239,249	83,966	20,422	134,861	574,357	204,179	145,124	178,283	46,771
14.神奈川	362,000	15.7	150,062	50,853	24,331	74,877	211,938	30,234	121,639	51,476	8,589
15.新潟	330,573	9.5	81,920	47,625	13,765	20,530	248,653	114,534	114,776	13,334	6,008
16.富山	151,325	33.6	68,379	21,160	35,735	11,485	82,946	35,155	38,631	6,789	2,372
17.石川	140,254	22.9	47,041	15,457	28,116	3,467	93,213	38,447	49,253	3,414	2,099
18.福井	133,769	48.8	67,704	21,200	14,627	31,877	66,065	33,953	27,102	856	4,154
19.山梨	125,614	13.4	55,648	24,859	3,211	27,578	69,966	24,908	20,424	4,338	20,296
20.長野	139,602	1.7	39,316	25,068	496	13,751	100,286	30,398	63,586	3,289	3,014
21.岐阜	158,628	1.3	56,169	43,721	2,585	9,862	102,459	52,033	45,825	2,856	1,744
22.静岡	187,330	▲ 21.8	55,481	42,563	1,225	11,693	131,849	43,041	75,513	11,630	1,665
23.愛知	425,963	▲ 13.2	137,636	46,587	10,479	80,570	288,327	87,772	141,518	48,876	10,162
24.三重	186,502	13.5	86,658	37,689	965	48,004	99,843	35,225	56,453	6,267	1,898
25.滋賀	57,173	▲ 20.8	16,057	5,228	4,430	6,399	41,117	14,403	20,223	2,699	3,791
26.京都	174,047	60.2	90,430	47,565	8,852	34,014	83,617	23,272	39,995	18,265	2,084
27.大阪	395,218	23.0	178,084	19,922	15,356	142,806	217,133	70,246	71,459	57,633	17,795
28.兵庫	300,826	17.2	78,306	24,991	3,645	49,671	222,519	67,807	120,799	25,904	8,008
29.奈良	62,237	24.8	28,143	13,877	7,944	6,323	34,094	17,779	12,641	1,957	1,716
30.和歌山	165,214	9.7	72,387	65,918	1,393	5,076	92,827	42,673	38,863	1,510	9,781
31.鳥取	57,270	▲ 9.8	19,167	12,905	5,162	1,100	38,103	24,763	11,825	1,137	377
32.島根	126,103	11.9	41,425	33,359	2,743	5,324	84,678	52,319	27,431	2,427	2,501
33.岡山	125,368	26.9	31,835	16,467	3,277	12,091	93,534	33,011	46,151	11,791	2,580
34.広島	146,665	▲ 5.3	58,210	41,298	3,619	13,293	88,455	22,743	55,061	8,964	1,687
35.山口	127,784	▲ 8.4	51,428	42,932	4,335	4,161	76,356	27,208	34,274	12,827	2,047
36.徳島	71,977	38.2	30,806	16,956	58	13,792	41,170	18,425	19,046	868	2,832
37.香川	65,664	12.7	17,873	6,471	3,248	8,154	47,791	21,894	21,305	3,596	996
38.愛媛	119,360	▲ 5.6	28,223	19,672	2,855	5,696	91,138	30,460	49,467	9,783	1,428
39.高知	89,567	▲ 31.6	33,544	30,589	972	1,984	56,023	25,264	23,048	6,420	1,291
40.福岡	291,526	30.7	69,793	36,627	7,698	25,468	221,733	82,602	116,775	12,835	9,521
41.佐賀	106,454	30.5	29,704	14,566	8,346	6,792	76,749	24,299	35,457	1,761	15,233
42.長崎	152,338	54.4	40,509	19,159	11,961	9,390	111,829	42,980	57,795	10,204	849
43.熊本	149,674	38.1	32,721	24,570	124	8,027	116,953	39,686	64,680	9,449	3,138
44.大分	104,280	▲ 3.3	23,398	19,916	1,081	2,402	80,882	53,473	24,883	1,933	593
45.宮崎	141,674	42.5	60,992	47,058	0	13,934	80,682	41,054	34,677	2,938	2,014
46.鹿児島	200,534	34.9	62,076	48,312	9,280	4,484	138,458	69,303	53,911	14,085	1,159
47.沖縄	140,003	12.1	50,021	46,541	197	3,283	89,982	45,546	34,742	7,115	2,579

注） 受注高の少ない集計区分等の数値は，誤差が大きいので利用に当たっては注意して下さい。

Ⅱ－5．発注機関別・施工地域別請負契約額　　平成24年 4月 ～ 平成25年 3月分　　（単位：百万円，%）

	合計		国の機関				地方の機関				
		前年比		国	独立行政法人	政府関連企業等		都道府県	市区町村	地方公営企業	その他
T.全国計	10,147,213	11.8	3,640,378	1,987,769	474,418	1,178,191	6,506,835	2,511,019	3,002,484	703,059	290,273
1.北海道	893,626	37.9	383,665	258,824	38,562	86,279	509,961	237,570	236,128	27,981	8,281
2.東北	1,691,602	17.7	666,234	457,922	75,673	132,639	1,025,368	435,878	481,922	58,244	49,325
3.関東	2,476,685	1.9	844,358	340,125	146,109	358,124	1,632,327	506,200	720,852	296,710	108,565
4.北陸	755,921	22.1	265,044	105,442	92,244	67,359	490,877	222,089	229,762	24,393	14,633
5.中部	958,423	▲ 8.8	335,944	170,559	15,255	150,129	622,478	218,071	319,309	69,629	15,469
6.近畿	1,154,715	20.4	463,408	177,500	41,620	244,287	691,308	236,181	303,981	107,970	43,176
7.中国	583,191	2.4	202,066	146,961	19,136	35,969	381,125	160,045	174,742	37,146	9,191
8.四国	346,568	▲ 5.8	110,445	73,687	7,133	29,626	236,122	96,042	112,866	20,666	6,547
9.九州・沖縄	1,286,483	29.6	369,214	256,749	38,686	73,779	917,268	398,943	422,920	60,320	35,085

注） 地域別区分

東　北　：青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県
関　東　：茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県，長野県
北　陸　：新潟県，富山県，石川県，福井県
中　部　：岐阜県，静岡県，愛知県，三重県
近　畿　：滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県
中　国　：鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県
四　国　：徳島県，香川県，愛媛県，高知県
九州・沖縄　：福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県，沖縄県

	一般競争入札 万円	最低制限価格	低入札調査基準	最低制限価格過去	低入札調査基準過去	落札率と工事成績点数の関係の調査（　年度
北海道	1,000	予定価格の10分の7から10分の9の範囲内で、次に掲げる額の合計に100分の105を乗じた額 特設工事費の額の95%＋共通仮設費の額の90%＋現場管理費の額の85%＋一般管理費の額の65%		なし	なし	いいえ
青森県	5000	直接工事費の95%＋共通仮設費の90%＋現場管理費の80%＋一般管理費の次の割合の合計額に消費税を加えた額（ただし、上限を設計額の90%、下限を設計額の80%とする。）特A級工事30%、A級工事45%、B級工事50%	直接工事費の95%＋共通仮設費	2012年7月1日、一般管理費に乗じる割合について、（変更前）特A級工事30%、A級工事40%、B級工事45%、C級工事50%	変更なし	いいえ
岩手県	250万円超	なし	WTO対象以外：直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.8＋一般管理費等×0.6 WTO対象：直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.8＋一般管理費等×0.3（ただし予定価格の0.9～0.7の範囲）	―	なし	いいえ
宮城県	1000	適用していない	純工事費×95%＋現場管理費×75%＋一般管理費×65%	―	―	いいえ
秋田県	全ての建設工事	直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×30% ※設定範囲は予定価格の70%～90%の間	直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×30% ※設定範囲は予定価格の70%～90%の間			いいえ
山形県	250万円超	非公表	http://www.ombudsman.jp/dangou/2012/yamagataken.pdf	非公表	http://www.ombudsman.jp/dangou/2012/yamagataken.pdf	いいえ
福島県	250万円超	概ね85～90%	概ね85～90%	変更なし	変更なし	いいえ
茨城県	5月まで：3千万円以上 6月以降：1千万円以上	直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.8＋一般管理費×0.3	直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.8＋一般管理費×0.3	変化なし	変化なし	いいえ
栃木県	5，000万円以上（県土整備部は3，000万円以上）	①～④の合計　①直接工事費の額 ②共通仮設費の額 ③現場管理費×0.80 ④一般管理費×0.30	①～④の合計 ①直接工事費の額　②共通仮設費の額　③現場管理費×0.80 ④一般管理費×0.30	変化なし	変化なし	いいえ
群馬県	設計金額1千万円以上	平成23年4月中央公契連モデルを採用	平成23年4月中央公契連モデルを採用	変更なし	変更なし	いいえ
埼玉県	500	基準あり	基準あり	変更なし	変更なし	いいえ

	一般競争入札 万円	最低制限価格	低入札調査基準	最低制限価格過去	低入札調査基準過去	落札率と工事成績点数の関係の調査（　年度
千葉県	5,000万円以上	予定価格2,500万円未満で最低制限価格制度を実施（H21.5.1から当分の間は、総合経済対策として予定価格5,000万円未満で運用） 基準 「直接工事費の95%」＋「共通仮設費の90%」＋「現場管理費の80%」＋「一般管理費等の30%」 予定価格の70%（下限額）から90%（上限額）の範囲	予定価格2,500万円以上で低入札調査価格制度を実施（H21.5.1から当分の間は、総合経済対策として予定価格5,000万円以上で運用） 基準 「直接工事費の95%」＋「共通仮設費の90%」＋「現場管理費の80%」＋「一般管理費等の30%」 予定価格の70%（下限額）から90%（上限額）の範囲内	変更なし	変更なし	いいえ
東京都	50,000	http://www.ombudsman.jp/dangou/2012/tokyo.pdf				いいえ
神奈川県	250万円以上	250万円以上	政府調達工事対象	なし	なし	いいえ
新潟県	12,000	{直接工事費＋共通仮設費＋（現場管理費相当額×8/10）＋（一般管理費等×3/10}×1.05　（1万円未満切り上げ） ただし、この式による算定額が予定価格の91%に満たない場合は91%	最低制限価格と同じ	変化無し	変化無し	いいえ
富山県	2000万以上	無	予定価格の算出の基礎となる次の表の左欄に掲げる費用に同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 ただし、当該合計額が、予定価格に10分の9を乗じて得た額（以下「上限額」という。）を超える場合は上限額を、予定価格に10分の7を乗じて得た額（以下「下限額」という。）に満たない場合は下限額を調査基準価格とする。 直接工事費 100分の95 共通仮設費 100分の90 現場管理費 100分の80 一般管理費 100分の30	無	無	いいえ
石川県	3000	公契連モデル	公契連モデル	変化なし	変化なし	いいえ
福井県	250万円を超えるもの	直接工事費100% ＋共通仮設費90% ＋現場管理費80% ＋一般管理費30% 〈予定価格×80／100～92／100の範囲内〉	直接工事費100% ＋共通仮設費90% ＋現場管理費80% ＋一般管理費30% 〈予定価格×80／100～92／100の範囲内〉	変更なし	変更なし	いいえ

	一般競争入札 万円	最低制限価格	低入札調査基準	最低制限価格過去	低入札調査基準過去	落札率と工事成績点数の関係の調査（　年度
山梨県	1000	次により算出した額の合計額にランダム係数を乗じて算出した額とする。 ①下記②及び③以外の工事（直接工事費×0.95）＋（共通仮設費×0.90）＋（現場管理費×0.80）＋（一般管理費等×0.30） ②電気設備工事、受変電設備工事、通信設備工事、機械設備工事（直接工事費×0.95）＋（共通仮設費×0.90）＋｛（現場管理費＋機器間接費）×0.80）｝＋（一般管理費等×0.30）＋（機器費×0.85）注）機械設備工事、下水道の機械設備及び電気設備工事においては、「機器間接費」を「据付間接費＋設計技術費」と読み替える。 ③営繕工事（電気設備工事、建築工事、機械設備工事）｛（直接工事費－現場管理費相当額）×0.95｝＋（共通仮設費×0.90）＋｛（現場管理費＋現場管理費相当額）×0.80｝＋（一般管理費等×0.30） 注）現場管理費相当額＝直接工事費×10% ただし、予定価格の7/10～9/10の範囲内	①下記②及び③以外の工事（直接工事費×0.95）＋（共通仮設費×0.90）＋（現場管理費×0.80）＋（一般管理費等×0.30） ②電気設備工事、受変電設備工事、通信設備工事、機械設備工事（直接工事費×0.95）＋（共通仮設費×0.90）＋｛（現場管理費＋機器間接費）×0.08）｝＋（一般管理費等×0.03）＋（機器費×0.85）注）機械設備工事、下水道の機械設備及び電気設備工事においては、「機器間接費」を「据付間接費＋設計技術費」と読み替える。 ③営繕工事（電気設備工事、建築工事、機械設備工事）｛（直接工事費－現場管理費相当額）×0.95｝＋（共通仮設費×0.90）＋｛（現場管理費＋現場管理費相当額）×0.80｝＋（一般管理費等×0.30）注）現場管理費相当額＝直接工事費×１０% ただし、予定価格の7/10～9/10の範囲内	なし	なし	いいえ
長野県	原則すべて	なし	【予定価格（税込み）が100万円を超え2億円未満の工事】予定価格の85%～90%（失格基準として運用） 【予定価格（税込み）が2億円以上WTO案件未満の工事】予定価格の80%～85%（失格基準として運用） 【WTO案件以上の工事】予定価格の85%（調査基準として運用）	なし	なし	いいえ
岐阜県	1,000	（直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×30%）×1.05 ただし、予定価格の１０分の７から１０分の９の範囲内	同左			いいえ
静岡県	1000	最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7を乗じて得た額とする。 ① 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額 ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ③ 現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額 ④ 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額	調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7を乗じて得た額とする。 ① 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額 ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ③ 現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額 ④ 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額	変更なし	変更なし	いいえ

	一般競争入札 万円	最低制限価格	低入札調査基準	最低制限価格過去	低入札調査基準過去	落札率と工事成績点数の関係の調査（　年度
愛知県	５，０００万円以上 ※ただし1千万円以上5，０００万円未満の工事のうち、5割程度を抽出して一般競争入札を実施する。	http://www.ombudsman.jp/dangou/2012/aichiken.pdf		変更なし	変更なし	いいえ
三重県	全ての建設工事（緊急性を要する工事、地方自治法施行令第167条の２に該当する工事を除く。）	工事に伴い最低限必要な費用＝（直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.8＋一般管理費等×0.3）×1.05【一般土木工事の場合】 上記の考え方により算定された金額が、予定価格の7／10を下回る時は7／10、 9／10を上回る時は9／10とする。	調査基準価格＝（直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.8＋一般管理費等×0.3）×1.05【一般土木工事の場合】 上記の考え方により算定された金額が、予定価格の7／10を下回る時は7／10、 9／10を上回る時は9／10とする。	変更なし	変更なし	いいえ
滋賀県	原則、すべての入札	最低制限価格および低入札価格調査基準価格の算定式について	最低制限価格および低入札価格調査基準価格の算定式について	H24.5.1（変更前）非公表	H24.5.1（変更前）非公表	いいえ
京都府	1000	http://www.ombudsman.jp/dangou/2012/kyotofu.pdf		変更なし	変更なし	いいえ
大阪府	原則250	予定価格の 7／10～9/10	予定価格の 7／10～9/10	―	―	はい。（低入札価格調査基準価格未満で契約した案件のみ：24年度分検査分）
兵庫県	1000	直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3	直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3	変更なし	変更なし	いいえ
奈良県	1,000万円以上（土木一式工事は500万円以上）	予定価格の 7/10～9/10	最低制限価格と同じ	変更なし	変更なし	いいえ
和歌山県	0.0001	予定価格（税込み）1億円未満	予定価格（税込み）1億円以上	変更無し	変更無し	いいえ
鳥取県	1000	有り ※個別の最低制限価格は事後公表しているが、算定基準は非公表としている。	土木工事 純工事費×0.93＋現場管理費×0.60＋一般管理費×0.30 ※ただし、予定価格2億円以上にのみ設定 建築工事 純工事費＋現場管理費×0.2 ※ただし、予定価格4億円以上にのみ設定	なし	なし	いいえ

	一般競争入札 万円	最低制限価格	低入札調査基準	最低制限価格過去	低入札調査基準過去	落札率と工事成績点数の関係の調査（　年度
島根県	原則1千万円以上	平成23年4月中央公契連モデルを準拠	平成23年4月中央公契連モデルを準拠	変更無し	変更無し	いいえ
岡山県	土木一式工事（橋梁上部工事等の特殊な工事を除く。）又は建築一式工事は、1千万円以上。その他工事は、4千万円以上。	なし（岡山県財務規則で予定価格の3分の2を下らない範囲内で個々の入札について設定することができると定められており、工事ごとにその適正な履行を確保するため、契約担当者が設定している。）	直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×30%	なし	なし	いいえ
広島県	1,000	直接工事費×0.95+共通仮設費×0.90+現場管理費×0.60+一般管理費等×0.30（ただし，予定価格の3／4を下らない範囲内）	予定価格の82%を下らず，かつ，90%を上回らない額の範囲内	変更なし	2012年6月1日	いいえ
山口県	原則として3千万円以上（交通安全施設工・舗装工・法面工は1千万円以上）	直接工事費の95%＋共通仮設費の90%＋現場管理費の80%＋一般管理費の70%	直接工事費の95%＋共通仮設費の90%＋現場管理費の80%＋一般管理費の70%	変更：2012年5月1日以前は制度未導入	変更：2012年5月1日 直接工事費の95%＋共通仮設費の90%＋現場管理費の80%＋一般管理費の30%	いいえ
徳島県	設計金額１，０００万円以上	http://www.ombudsman.jp/dangou/2012/tokushimaken.pdf		改正なし	改正なし	平成24年度分
香川県	設計金額3,000万円以上の工事すべて及び700万円以上3,000万円未満の工事の一部	非公表	直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の合計が、次のア＋イ＋ウ＋エの金額（この金額が、予定価格を１００分の１０５で除した額の９０%を超える場合には、予定価格を１００分の１０５で除した額の９０%となり、予定価格を１００分の１０５で除した額の７０%に満たない場合には、予定価格を１００分の１０５で除した額の７０%となる。）以上であること。 ア　　県の設計金額（直接工事費）の９５% イ　　県の設計金額（共通仮設費）の９０% ウ　　県の設計金額（現場管理費）の８０% エ　　県の設計金額（一般管理費）の３０%	非公表		いいえ
愛媛県	800万円以上（建築工事は1,500万円以上）	（直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.8＋一般管理費×0.3）×1.05 ただし、予定価格の8/10～9/10の範囲内 （最低制限価格制度は、総合評価によらない案件（800万円（建築工事は1500万円、災害復旧工事は3000万円）未満）が対象）	（直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.8＋一般管理費×0.3）×1.05 ただし、予定価格の7/10～9/10の範囲内 （低入札価格調査制度は、総合評価案件（800万円（建築工事は1500万円、災害復旧工事は3000万円）以上）が対象）	変更なし	変更なし	いいえ

	一般競争入札 万円	最低制限価格	低入札調査基準	最低制限価格過去	低入札調査基準過去	落札率と工事成績点数の関係の調査（　年度
高知県	5,000	予定価格の7/10～9/10	予定価格の7/10～9/10	変更なし	変更なし	いいえ
福岡県	5,000	（直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.90＋現場管理費×0.80＋一般管理費等×0.30）×1.05	（直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.90＋現場管理費×0.80＋一般管理費等×0.30）×1.05	変更なし	変更なし	いいえ
佐賀県	250万円超	（直接工事費（建築（関連）×0.95）+共通仮設費+現場管理費+一般管理費×1/10）×105/100	（直接工事費（建築（関連）×0.95）+共通仮設費+現場管理費+一般管理費×1/10）×105/100	変更なし	変更なし	いいえ
長崎県	①土木一式及びとび・土工・コンクリート工事 3,500万円以上 ②ほ装工事 3,000万円以上 ③その他の工事 5,000万円以上 ④平成20年12月24日から当面の間、上記①～③にかかわらず1億円以上	【2億円超の場合】 設計金額×α ※α＝（902.8－1.4×設計金額／1億）／1000 【2億円以下の場合】 設計金額×90%	【土木一式】 直接工事費+共通仮設費+現場管理費相当額×3/4 【建築一式】 直接工事費×9.5/10+共通仮設費+現場経費相当額×3/4 ※設定範囲は設計金額の2/3～8.5/10の間	―	－	いいえ
熊本県	3000	最低制限基準価格：直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×30%×1．035（補正）【範囲：予定価格（税抜）の70～90%】 最低制限価格：最低制限基準価格×ランダム係数X（1.00000≦X≦1.01000）				いいえ
大分県	4000万以上	予定価格の７／１０から９／１０ 最低制限価格＝（直接工事費＊0.95＋共通仮設費＊0.9＋現場管理費＊0.8+一般管理費＊0.3）＊1.05		変更なし	変更なし	いいえ
宮崎県	250万円以上	概ね90%	概ね90%	－	－	いいえ
鹿児島県	5000	適用；平成25年4月1日～ 範囲；予定価格の7/10～9/10 算式；（直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.90＋現場管理費×0.80＋一般管理費×0.30）×1.035×1.05(税込) 平成25年度より維持修繕工事等（寄洲除去や伐採）について最低制限価格を設定	適用；平成23年7月1日～ 範囲；予定価格の7/10～9/10 算式；（直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.90＋現場管理費×0.80＋一般管理費×0.30）×1.05(税込)	適用；平成24年4月1日～ 範囲；予定価格の7/10～9/10 算式；（直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.90＋現場管理費×0.80＋一般管理費×0.30）×1.035×1.05(税込)	2012年4月1日から2013年3月31日の間に変化なし	いいえ
沖縄県	5千	予定価格の7.0/10～9.0/10	予定価格の7.0/10～9.0/10			いいえ

	一般競争入札 万円	最低制限価格	低入札調査基準	最低制限価格過去	低入札調査基準過去	落札率と工事成績点数の関係の調査（ 年度
札幌市	250万円超	札幌市工事等最低制限価格運用要領	札幌市工事等低入札価格調査要領	http://www.ombudsman.jp/dangou/2012/sapporoshi.pdf		いいえ
仙台市	予定価格1000万円以上	【失格基準価格】 ①純工事費×0.90 ②現場管理費×0.90 ③一般管理費×0.70 → 下記の総額判断基準価格を下回った入札で、かつ①～③のいずれかを下回った場合に失格とする。 【総額判断基準価格】 純工事費×0.95 + 現場管理費×0.95 ＋ 一般管理費×0.75 ※本市においては、「最低制限価格」を「失格基準価格」の名称で適用している。 ※適用の対象は予定価格500万円以上5億円未満の工事である。	純工事費×0.90＋現場管理費×0.70 ＋一般管理費×0.50 ※適用の対象は、予定価格5億円以上の工事である。	2012年5月1日変更。 ◆変更前 【失格基準価格】 ①純工事費×0.90 ②現場管理費×0.90 ③一般管理費×0.50 【総額判断基準価格】 純工事費×0.95 + 現場管理費×0.95 ＋ 一般管理費×0.55	変更なし	いいえ
さいたま市	1000	1億5千万円未満の工事	1億5千万円以上の工事（総合評価方式を適用する工事）			いいえ
千葉市	250	http://www.ombudsman.jp/dangou/2012/chibashi.pdf		変更なし	変更なし	いいえ
横浜市	下限額なし（原則すべての案件）	全工種（直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.8＋一般管理費×0.3）×α〔範囲7/10～ 9/10〕 ＊算出式中の「α」は1～1.005 の範囲で無作為に抽出した数値	全工種（直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.8＋一般管理費×0.3） ＊低入札調査基準価格のαは廃止	変更なし	変更なし	いいえ
川崎市	1000万円以上	予定価格（税込）100万円以上WTO対象額未満の案件について設定。（※随意契約、総合評価案件、6億円以上の特殊な工事は除く） 直接工事費の95％＋共通仮設費の90％＋現場管理費の80％＋一般管理費の50％の合計額を設計金額の合計額で除した割合を算出し、その算出割合に対し任意に若干の補正を行った後、予定価格に補正後の算出割合を乗じて得た額とし、予定価格の80％～90％の範囲内で設定。	総合評価案件、WTO対象案件、6億円以上の特殊な工事について設定。 直接工事費の95％＋共通仮設費の90％＋現場管理費の80％＋一般管理費の50％の合計額を設計金額の合計額で除した割合を算出し、その算出割合に対し任意に若干の補正を行った後、予定価格に補正後の算出割合を乗じて得た額とし、予定価格の80％～90％の範囲内で設定。 ただし、総合評価一般競争案件（WTO対象案件、6億円以上の特殊な工事は除く）については、入札時に提出された積算内訳書において、直接工事費の85％、共通仮設費の81％、現場管理費の72％、一般管理費の45％のいずれか一つでも下回った場合にその入札を失格とする「失格基準」を設定。	一般管理費を30％から50％に変更。予定価格の範囲を70％～90％から80％～90％に変更。2012年6月1日以降	一般管理費を30％から50％に変更。予定価格の範囲を70％～90％から80％～90％に変更。2012年6月1日以降	いいえ

	一般競争入札 万円	最低制限価格	低入札調査基準	最低制限価格過去	低入札調査基準過去	落札率と工事成績点数の関係の調査（　年度
相模原市	1000	最低制限価格＝直接工事費×9.5/10＋共通仮設費×9/10＋現場管理費×8.5/10＋一般管理費×3/10 【注】予定価格の10分の7.5から10分の9の範囲内とし、「万円止め」とする。	調査基準価格＝直接工事費×9.5/10＋共通仮設費×9/10＋現場管理費×8.5/10＋一般管理費×3/10 【注】予定価格の10分の7.5から10分の9の範囲内とし、「万円止め」とする。	―	－	いいえ
新潟市	1,000	予定価格の10分の6から10分の8．5以内の範囲で，市の設計内容をもとに1件ごとに算出，ただし案件によっては上記8．5を超えて設定できる。	予定価格算出の基礎となった，（１）直接工事費の額に１０分の９．５を乗じて得た額，（２）共通仮設費の額に１０分の９を乗じて得た額，（３）現場管理費の額に１０分の８を乗じて得た額，（４）一般管理費等の額に１０分の５．５を乗じて得た額，以上（１）から（４）の合計額に１００分の１０５を乗じて得た額	変更なし	平成25年4月1日改正　予定価格算出の基礎となった，(1)直接工事費の額に10分の9．5を乗じて得た額，(2)共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額，(3)現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額，(4)一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額，以上(1)から(4)の合計額に100分の105を乗じて得た額	いいえ
静岡市	金額に関係なく、原則一般競争入札	算定基準 直接工事費95%共通仮設費90%現場管理費80%一般管理費30%×1.05	算定基準 直接工事費95%共通仮設費90%現場管理費80%一般管理費30%×1.05	平成25年4月1日算定基準直接工事費95%共通仮設費90%現場管理費70%一般管理費30%×1.05	平成25年4月1日　算定基準 直接工事費95%共通仮設費90%現場管理費70%一般管理費30%×1.05	いいえ
浜松市	1,000万円以上	{(直接工事費×0.95)＋(共通仮設費×0.90)＋(現場管理費×0.80)＋(一般管理費×0.30)}×0.95×1.05 ※250万円を超える競争入札に適用。 ただし、3億円以上の案件(総合評価方式除く)は対象外。	{(直接工事費×0.95)＋(共通仮設費×0.90)＋(現場管理費×0.80)＋(一般管理費×0.30)}×1.05 ※予定価格1億円以上及び総合評価落札方式の競争入札に適用。	変更点なし	変更点なし	いいえ
名古屋市	1000	平成23年4月公契連モデルと当該入札の入札者の平均入札額の95%のうちいずれか低い額	平成23年4月公契連モデルと当該入札の入札者の平均入札額の95%のうちいずれか低い額			いいえ

	一般競争入札 万円	最低制限価格	低入札調査基準	最低制限価格過去	低入札調査基準過去	落札率と工事成績点数の関係の調査（ 年度
京都市	全件	予定価格が2億円以下。予定価格の70パーセントを下限，90パーセントを上限とする。	予定価格が2億円超。予定価格の70パーセントを下限，90パーセントを上限とする。	2012/6/1 5000万円以下	2012/6/1 500	いいえ
大阪市	随意契約分以外原則すべて	http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/		変更日 2012年4月1日 ※左記アドレス参照	変更日 2012年4月1日 ※左記アドレス参照	いいえ
堺市	予定価格（税込）が２５０万円を超えるもの	http://www.ombudsman.jp/dangou/2012/tokushimaken.pdf		平成24年4月1日以降に発注する案件から変更別紙及び最低制限価格推移を参照してください。	変更なし	いいえ
神戸市	予定価格2,000万円以上	予定価格5億円未満（総合評価を適用する案件以外）	・総合評価を適用する案件　・予定価格5億円以上（総合評価を適用する案件以外）	変化なし	変化なし	昨年度の回答以降は行っていない。
岡山市	予定価格250万円超	直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×30%×（約99%～約101%の変数）	直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×30%	2012.4.1変更【変更前】直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×70%＋一般管理費×30%×（約99%～約101%の変数）	2012.4.1変更【変更前】直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×70%＋一般管理費×30%	いいえ
広島市	予定価格250万円超の工事	（直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.8＋一般管理費×0.3）× 0.95 × 偶発値 × 1.05 (対象：1億円未満の工事)	（直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.8＋一般管理費×0.3）× 偶発値 × 1.05 （対象：1億円以上の工事）	（直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.7＋一般管理費×0.3 ×0.9 × 1.05 （2012年10月1日～）	（直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.7＋一般管理費×0.3）×1.05 （2012年10月1日～）	いいえ

	一般競争入札 万円	最低制限価格	低入札調査基準	最低制限価格過去	低入札調査基準過去	落札率と工事成績点数の関係の調査（　年度
北九州市	土木・水道施設：2,500万円以上 建築：4,500万円以上 電気・管：1,200万円以上 造園：2,000万円以上 その他：1億円以上	①直接工事費の95% ②共通仮設費の90% ③現場管理費の80% ④一般管理費の30% (①+②+③+④)×ランダム係数×105/100 ※ランダム係数：1.0001～1.01	①直接工事費の95% ②共通仮設費の90% ③現場管理費の80% ④一般管理費の30% (①+②+③+④)×ランダム係数×105/100 ※ランダム係数：1.0001～1.01	無　し	無　し	いいえ
福岡市	1500	（直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×30%）×1.05 ただし算出した額が設計金額の70%相当額を下回る場合は70%相当額、設計金額の90%を上回る場合は90%相当額	（直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×30%）×1.05 または、当該設計金額の90%をのうちいずれか低い方の額を下回る場合	－	－	いいえ
熊本市	1000	最低制限基準額は、次に掲げる額の合計に100分の105を乗じて得た額とします。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じた額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額とします。 ア 直接工事費に10分の9．5を乗じて得た額 イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額 ウ 現場管理費に10分の8を乗じて得た額 エ 一般管理費等に10分の3を乗じて得た額 最低制限価格は、上記より算出した最低制限基準額を基礎として市長が定めるものとします。	調査基準価格は、予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額（以下「入札書比較価格」という。）の算出の基礎となった次に掲げる額を合計した額とします。ただし、その額が入札書比較価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては入札書比較価格に10分の9を乗じて得た額とし、入札書比較価格に10分の7を乗じた額に満たない場合にあっては入札書比較価格に10分の7を乗じて得た額とします。 ア　直接工事費の額に10分の9．5を乗じて得た額 イ　共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ウ　現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額 エ　一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額			いいえ
青森市	500	適用していない	○青森市低入札価格調査制度要綱に定める調査基準価格 {（直接工事費×95%）＋（共通仮設費×90%）＋（現場管理費×80%）＋（一般管理費×30%）}×105% ただし、設計金額の90/100を上限、70/100を下限とする。	―	―	いいえ

	一般競争入札 万円	最低制限価格	低入札調査基準	最低制限価格過去	低入札調査基準過去	落札率と工事成績点数の関係の調査（　年度
盛岡市	130	予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額，共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額，現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額の合計額を基に，予定価格の10分の7から10分の9の範囲内で契約担当者が定める額	－	－	－	22年度分
秋田市	130	予定価格に以下の率を乗じて得た額 (1) 土木工事、舗装工事、水道施設工事　78/100～82/100の間の率 (2) その他の工事　83/100～87/100の間の率 (3) 測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、補償関係コンサルタント業務等　60/100～68/100の間の率 (3) 地質調査業務　67/100～75/100の間の率 ※率は、開札会場において、前述の規定の範囲内で開札前に抽選により決定する。	(1) 予定価格（入札書比較価格）算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（千円未満切り捨て）とする。ただし、その額が予定価格（入札比較価格）に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額（千円未満切り捨て）とし、予定価格（入札比較価格）に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た額（千円未満切り上げ）とする。 イ　直接工事費の額 ロ　共通仮設費の額 ハ　現場管理費相当額に5分の2を乗じて得た額 (2) 特別な理由により前号による算定が困難な場合の調査基準価格は、前号の規定にかかわらず、予定価格（入札比較価格）に10分の8.5を乗じて得た額（千円未満切り捨て）とする。	変更なし	変更なし	いいえ
山形市	土木一式工事・建築一式工事・・・1500万円以上 電気工事・管工事・舗装工事・・・1000万円以上 その他工事・・・1億円以上	予定価格（入札書比較価格）に3分の2を乗じて得た額から予定価格（入札書比較価格）に100分の82を乗じて得た額までの範囲内において定める。	市発注設計図書における 直接工事費の90%＋共通仮設費の80%＋現場管理費の80%＋一般管理費の0% の算式に基づき、一定の割合で工種ごとに定める。	—	—	いいえ
福島市	2500	130	5000			いいえ
水戸市	土木・建築 2,000 万円以上（平成24年８月改正），他26工種 1,000万円以上	契約予定金額1,000万円未満	契約予定金額1,000万円以上	平成24年8月以降実施	平成24年8月以降，契約予定金額1,000万円以上対象	いいえ

	一般競争入札 万円	最低制限価格	低入札調査基準	最低制限価格過去	低入札調査基準過去	落札率と工事成績点数の関係の調査（　年度
宇都宮市	130（税込）超	「適用範囲」 ・予定価格130万円超（総合評価落札方式を除く） 「直接工事費の95%」,「共通仮設費の90%」,「現場管理費の80%」,「一般管理費の30%」。ただし当分の間「直接工事費×95%」とあるのは「直接工事費×100%」,「共通仮設費×90%」とあるのは「共通仮設費×100%」とする。 最低制限価格は予定価格の7/10～9/10の範囲内とする。	「適用範囲」 ・総合評価落札方式 「算出基準」 「直接工事費の95%」,「共通仮設費の90%」,「現場管理費の80%」,「一般管理費の30%」。ただし当分の間「直接工事費×95%」とあるのは「直接工事費×100%」,「共通仮設費×90%」とあるのは「共通仮設費×100%」とする。調査基準価格は予定価格の7/10～9/10の範囲内とする。	変更なし	変更なし	いいえ
前橋市	１億円	競争入札に付する設計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が1億円未満の建設工事	競争入札に付する設計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が1億円以上の建設工事			いいえ
富山市	土木・建築一式工事は2,000万円以上 その他工事は1,000万円以上	なし	直接工事費の95%＋共通仮設費の90%＋現場管理費の80%＋一般管理費の30%の合計額	なし	なし	いいえ
金沢市	１３０万円超え	直接工事費注）×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費注）×80%＋一般管理費×50%（千円未満の端数は切り捨て） 下限：予定価格の70%、上限：予定価格の90% 注）建築・設備工事については、直接工事費に含まれる現場管理費相当額（15%）を現場管理費に振り替えて算出する。	同左	平成25年3月21日改正（変更前の基準）直接工事費注）×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費注）×70%＋一般管理費×60%下限：予定価格の70%、上限：予定価格の90%注）建築・設備工事については、直接工事費に含まれる現場管理費相当額（15%）を現場管理費に振り替えて算出する。	同左	いいえ
福井市	設計金額1,000万円以上	あり	なし	―	―	いいえ

	一般競争入札 万円	最低制限価格	低入札調査基準	最低制限価格過去	低入札調査基準過去	落札率と工事成績点数の関係の調査（ 年度
甲府市	1,000	甲府市ホームページの「甲府市低入札価格調査実施要領」参照	甲府市ホームページの「甲府市低入札価格調査実施要領」参照	変更無	変更無	いいえ
長野市	1000	あり・非公表	あり・非公表	2011.11.1	2011.11.1	いいえ
岐阜市	設計金額2,500（土木・ほ装工事については設計金額2,000）	Ⅰ 予定価格130万円以上2，500万円未満 1 土木系5工事〔土木一式、とび・土工・コンクリート（解体工事を除く。）、ほ装、塗装及び造園〕並びに鋼構造物並びに土木経費で積算する電気・機械器具設置工事（以下「土木系5工事等」という。）（直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×30%）×1．05（ただし、予定価格の7／10～9／10の範囲内） 2 土木系5工事等以外のすべての工事（直接工事費×9／10×95%＋共通仮設費×90%＋（直接工事費×1／10＋現場管理費）×80%＋一般管理費×30%）×1．05（ただし、予定価格の7／10～9／10の範囲内） Ⅱ 予定価格2，500万円以上の工事（ただし、予定価格が1億円以上の総合評価落札方式の標準型を採用する場合は対象としない。） 1 土木系5工事等 直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%（ただし、入札書比較価格の7／10～9／10の範囲内） 2 土木系5工事等以外のすべての工事 直接工事費×9／10×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%（ただし、入札書比較価格の7／10～9／10の範囲内）	Ⅰ 土木系5工事〔土木一式、とび・土工・コンクリート（解体工事を除く。）、ほ装、塗装及び造園〕並びに鋼構造物並びに土木経費で積算する電気・機械器具設置工事（以下「土木系5工事等」という。） (1) 調査基準価格 （直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×30%）×1．05 （ただし、予定価格の7／10～9／10の範囲内） Ⅱ 土木系5工事等以外のすべての工事 (1) 調査基準価格 （直接工事費×9／10×95%＋共通仮設費×90%＋（直接工事費×1／10＋現場管理費）×80%＋一般管理費×30%）×1．05 （ただし、予定価格の7／10～9／10の範囲内） ただし、予定価格2，500万円以上5，000万円未満の建築一式工事につては、直接工事費×1．05。	変更なし	別紙	いいえ
津市	130	有り http://www.info.city.tsu.mie.jp/modules/dept1014/article.php?articleid=750	有り 津市低入札価格調査試行要領にて最低制限価格の設定方法により算出した額と規定。 http://www.info.city.tsu.mie.jp/uploads/photos/11563.pdf	変更有り 2012年7月2日 http://www.info.city.tsu.mie.jp/modules/dept1014/article.php?articleid=730 2012年4月1日 http://www.info.city.tsu.mie.jp/modules/dept1014/article.php?articleid=	変更有り 最低制限価格過去と同じ。	いいえ
大津市	100,000	（計算式）直接工事費の額に対して95% 共通仮設費の額に対して90% 現場管理費の額に対して80% 一般管理費等の額に対して30% （範囲）予定価格算出の基礎となった額の70%（下	なし	変更なし	なし	いいえ

	一般競争入札 万円	最低制限価格	低入札調査基準	最低制限価格過去	低入札調査基準過去	落札率と工事成績点数の関係の調査（　年度
奈良市	130万円以上	下記（1）、（2）のいずれか低い方 （1）最低制限モデル型算出価格（次に掲げる計算式で算出した額。ただし、予定価格の100分の70を下回る場合にあっては100分の70を乗じて得た額とし、予定価格の100分の90を超える場合にあっては予定価格に100分の90を乗じて得た額とする。） ・直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×60%＋一般管理費×30% （2）最低制限変動型算出価格（算定対象（予定価格以下の入札価格の平均値（1円未満の端数は切り捨てる。）に標準偏差（少数第1位を四捨五入する。）を加除して得た各金額の範囲内の価格）の入札者の平均価格に100分の95を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てる。）	調査基準価格は、次の金額のうちいずれか低い金額とする。 （1） 調査基準モデル型算出価格（予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）の算定の基礎となった次に掲げる額の合計額（千円未満の金額は切り捨てる。）。ただし、当該合計額が予定価格の100分の90を超える場合は予定価格に100分の90を乗じて得た額とし、当該合計額が予定価格の100分の70に満たない場合は予定価格に100分の70を乗じて得た額とする。） （ア） 直接工事費の額に100分の95を乗じて得た額 （イ） 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額 （ウ） 現場管理費の額に100分の60を乗じて得た額 （エ） 一般管理費の額に100分の30を乗じて得た額 （2） 調査基準変動型算出価格（算定対象（予定価格以下の入札価格の平均値（1円未満の端数は切り捨てる。）に標準偏差（小数第1位を四捨五入する。）を加除して得た各金額の範囲内の価格）の入札者の平均価格に100分の95を乗じて得た額（千円未満の金額は切り捨て			いいえ
和歌山市	原則全件一般競争入札を実施としています	http://www.ombudsman.jp/dangou/2012/wakayamashi.pdf				いいえ
鳥取市	50000	予定価格の70～90%	10,000万円（建築20,000万円）以	予定価格の2/3～85%(H21.7.1)	変更なし	いいえ
松江市	1,000	対象額：1億円未満 （1）直接工事費×1.00 （2）共通仮設費×0.90 （3）現場管理費×0.80 （4）一般管理費×0.30 上記（1）～（4）の合計額 ただし、予定価格の80%～90%	対象額：1億円以上 （1）直接工事費×1.00 （2）共通仮設費×0.90 （3）現場管理費×0.80 （4）一般管理費×0.30 上記（1）～（4）の合計額 ただし、予定価格の80%～90%	2013年3月1日改正 ・改正前基準 対象額：4000万円未満 （1）直接工事費×0.95 （2）共通仮設費×0.90 （3）現場管理費×0.80 （4）一般管理費×0.30 上記（1）～（4）の合計額 ただし、予定価格の80%～90%	2013年3月1日改正 ・改正前基準対象額：4000万円以上 （1）直接工事費×0.95 （2）共通仮設費×0.90 （3）現場管理費×0.80 （4）一般管理費×0.30 上記（1）～（4）の合計額 ただし、予定価格の80%～90%	いいえ

	一般競争入札 万円	最低制限価格	低入札調査基準	最低制限価格過去	低入札調査基準過去	落札率と工事成績点数の関係の調査（ 年度
山口市	1千万円以上（条件付一般競争入札を含む）	最低制限価格の算定方法は、次により算出した額から、その額の2%を差し引いた額（小数点以下切捨）とする。予定価格の算出基礎となった「直接工事費の9.5/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の8/10+一般管理費の7/10」（各費目毎に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨）を合計）とする。ただし、その額が予定価格に105分の100を乗じて得た額の10分の9を超える場合にあっては、10分の9とし、10分の7に満たない場合にあっては、10分の7とする。	低入札価格調査における調査基準価格の設定は、予定価格の算出基礎となった「直接工事費の9.5／10＋共通仮設費の9／10＋現場管理費の8／10＋一般管理費等の7／10」（各費目毎に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨）を合計）とする。ただし、上記算出した額が、予定価格に105分の100を乗じて得た額の10分の9.0を越える場合にあっては10分の9.0とし、10分の7.0に満たない場合にあっては、10分の7.0とする。	平成24年5月1日施行	【変更時期】平成24年5月1日改正。【変更前基準】低入札価格調査における調査基準価格の設定は、入札額が、予定価格の算出基礎となった「直接工事費の9.5／10＋共通仮設費の9／10＋現場管理費の8／10＋一般管理費等の3／10」を下回った場合とする。ただし、上記算出した額が予定価格に105分の100を乗じて得た額の10分の9.0を越える場合にあっては10分の9.0とし、10分の7.0に満たない場	いいえ
徳島市	1,000	①土木系工事 {平均入札額（税抜き）＋予定価格（税抜き）×2}÷3×88% ②建築系工事 {平均入札額（税抜き）＋予定価格（税抜き）×2}÷3×90%	①土木系工事 直接工事費（税抜き）×９５％＋共通仮設費（税抜き）×９０％＋現場管理費（税抜き）×７０％＋一般管理費（税抜き）×３０％ ②建築系工事 直接工事費（税抜き）×９０％×９５％＋共通仮設費（税抜き）×９０％＋｛直接工事費（税抜き）×１０％＋現場管理費（税抜き）｝×７０％＋一般管理費（税抜き）×３０％	変更なし	変更なし	いいえ
高松市	1500	【平成25年4月1日時点】 予定価格（税抜き価格）×最低制限価格率{（直接工事費×9.5／10＋共通仮設費×9／10＋現場管理費×8／10＋一般管理費×3／10）／工事価格} 【平成25年6月1日公表分から下記に変更】 予定価格（税抜き価格）×最低制限価格率{（直接工事費×9.5／10＋共通仮設費×9／10＋現場管理費×8／10＋一般管理費×5.5／10）／工事価格}		予定価格（税抜き価格）×最低制限価格率{（直接工事費×9.5／10＋共通仮設費×9／10＋現場管理費×7／10＋一般管理費×3／10）／工事価格}		いいえ

	一般競争入札 万円	最低制限価格	低入札調査基準	最低制限価格過去	低入札調査基準過去	落札率と工事成績点数の関係の調査（　年度
松山市	1,000	下記（1）から（5）の合計額 （1）直接工事費の額に10分の9．5を乗じて得た額 （2）共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 （3）現場管理費の額に10分の8．5を乗じて得た額 （4）一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額 （5）上記（1）から（4）に該当しないその他の費用がある場合は、その合計額に10分の8．5を乗じて得た額 ※ただし予定価格の10分の7から10分の9の範囲	下記（1）から（5）の合計額 （1）直接工事費の額に10分の9．5を乗じて得た額 （2）共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 （3）現場管理費の額に10分の8．5を乗じて得た額 （4）一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額 （5）上記（1）から（4）に該当しないその他の費用がある場合は、その合計額に10分の8．5を乗じて得た額 ※ただし予定価格の10分の7から10分の9の範囲内。			はい（24年度分）
高知市	3,000	①　次の②又は③に該当するもの以外の工事 　直接工事費の95%＋共通仮設費の90%＋現場管理費の80%＋一般管理費等の30% ②　建築，電気（電気通信を含み，③に該当するものを除く），管工事 　（直接工事費－直接工事費の10%）の95%＋共通仮設費の90%＋（現場管理費＋直接工事費の10%）の80%＋一般管理費等の30% ③　【試行】下水関連施設に係る機械，鋼構造，電気（電気通信を含む）設備工事 　機器費の88%＋直接工事費の95%＋共通仮設費の90%＋（現場管理費＋据付間接費＋設計技術費）の80%＋一般管理費等の30%	制度を採用していません。	変更はありません。	制度を採用していません。	いいえ
佐賀市	1,000	http://www.ombudsman.jp/dangou/2012/tokushimaken.pdf				H24
長崎市	全案件	予定価格の88.00%～90.00%の範囲	実施していない	変更なし	変更なし	24
大分市	2500万円以上	http://www.ombudsman.jp/dangou/2012/ooitashi.pdf	なし	http://www.ombudsman.jp/dangou/2012/ooitashi.pdf	なし	いいえ
宮崎市	6000	85～90%	―	―	―	いいえ
鹿児島市	5,000	・予定価格の8/10～9/10の範囲内で設定 ・対象：予定価格が19億4千万円未満の工事	・同左 ・対象：予定価格が19億4千万円以上の工事	変化なし	変化なし	いいえ
那覇市	建築工事 1,200 万円以上 土木工事 1,500 万円以上その他工事 800 万円以上	設計額が1,000万円（解体工事は500万円）以上で予定価格の7/10～9/10の範囲内	－	変更なし	－	いいえ

	2009/4/1	2010/4/1	2011/4/1	2012/4/1	2013/4/1
	最低制限価格	最低制限価格	最低制限価格	最低制限価格	最低制限価格
北海道	予定価格の3分の2から10分の8.5までの範囲内で、次に掲げる額の合計に100分の105を乗じた額 直接工事費の額の95% + 共通仮設費の額の90% + 現場管理費の額の60% + 一般管理費の額の30%	予定価格の10分の7から10分の9までの範囲内で、次に掲げる額の合計に100分の105を乗じた額 直接工事費の額の95% + 共通仮設費の額の90% + 現場管理費の額の85% + 一般管理費の額の65%	予定価格の10分の7から10分の9までの範囲内で、次に掲げる額の合計に100分の105を乗じた額 直接工事費の額の95%＋共通仮設費の額の90%＋現場管理費の額の85%＋一般管理費の額の65%	予定価格の10分の7から10分の9の範囲内で、次に掲げる額の合計に100分の105を乗じた額 直接工事費の額の95%+共通仮設費の額の90%+現場管理費の額の85%+一般管理費の額の65%	予定価格の10分の7から10分の9の範囲内で、次に掲げる額の合計に100分の105を乗じた額 直接工事費の額の95%+共通仮設費の額の90%+現場管理費の額の85%+一般管理費の額の65%
青森県	直接工事費の95%＋共通仮設費の90%＋現場管理費の60%＋一般管理費の30%の合計額に消費税を加えた額（ただし、上限を設計額の85%、下限を設計額の80%とする。）	直接工事費の95%＋共通仮設費の90%＋現場管理費の70%＋一般管理費の30%の合計額に消費税を加えた額（ただし、上限を設計額の90%、下限を設計額の80%とする。）	直接工事費の95%＋共通仮設費の90%＋現場管理費の70%＋一般管理費の次の割合の合計額に消費税を加えた額（ただし、上限を設計額の90%、下限を設計額の80%とする。） 特A級工事30%、A級工事40%、B級工事45%、C級工事50%	直接工事費の95%＋共通仮設費の90%＋現場管理費の80%＋一般管理費の次の割合の合計額に消費税を加えた額（ただし、上限を設計額の90%、下限を設計額の80%とする。） 特A級工事30%、A級工事40%、B級工事45%、C級工事50%	直接工事費の95%＋共通仮設費の90%＋現場管理費の80%＋一般管理費の次の割合の合計額に消費税を加えた額（ただし、上限を設計額の90%、下限を設計額の80%とする。） 特A級工事30%、A級工事45%、B級工事50%
岩手県	なし	なし	なし	なし	なし
宮城県	適用していない	適用していない	適用していない	適用していない	適用していない
秋田県	（平成20年10月1日以降） 純工事費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×50% ※設定範囲は予定価格の3分の2から10分の8.5の間	（平成21年7月1日以降） 純工事費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×50% ※設定範囲は予定価格の70%～90%の間	（平成21年7月1日以降） 純工事費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×50% ※設定範囲は予定価格の70%～90%の間	（平成23年10月1日以降） 直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×30% ※設定範囲は予定価格の70%～90%の間	直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×30% ※設定範囲は予定価格の70%～90%の間
山形県			非公表	非公表	非公表
福島県	非公表	概ね85～90%	概ね85～90%	概ね85～90%	概ね85～90%
茨城県	直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.6＋一般管理費×0.3	直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.6＋一般管理費×0.3	直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.7＋一般管理費×0.3	直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.8＋一般管理費×0.3	直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.8＋一般管理費×0.3
栃木県	H20.7改正（H20.6公契連モデル（①～④の合計額　①直接工事費×0.95、②共通仮設費×0.90、現場管理費×0.60、一般管理費×0.30））	H21.6改正（①～④の合計額　①直接工事費の額、②共通仮設費の額、③現場管理費×0.70、④一般管理費×0.30））	①～④の合計　①直接工事費の額 ②共通仮設費の額 ③現場管理費×0.70 ④一般管理費×0.30	①～④の合計　①直接工事費の額　②共通仮設費の額 ③現場管理費×0.80 ④一般管理費×0.30	①～④の合計 ①直接工事費の額 ②共通仮設費の額 ③現場管理費×0.80 ④一般管理費×0.30
群馬県	①から④までの合計額とする。 ① 直接工事費の額に10分の9．5を乗じて得た額 ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ③ 現場管理費の額に10分の6を乗じて得た額 ④ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額 その額が、予定価格に8.5／10を乗じて得た額を超える場合にあっては8.5／10を乗じて得た額とし、予定価格に2／3を乗じて得た額に満たない場合にあっては2／3を乗じて得た額 特別なものについては、上記にかかわらず、契約ごとに2／3から8.5／10の範囲内で契約担当者の定める割合を予定価格に乗じて得た額	①から④までの合計額とする。 ① 直接工事費の額に10分の9．5を乗じて得た額 ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ③ 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額 ④ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額 その額が、予定価格に9／10を乗じて得た額を超える場合にあっては9／10を乗じて得た額とし、予定価格に7／10を乗じて得た額に満たない場合にあっては7／10を乗じて得た額 特別なものについては、上記にかかわらず、契約ごとに7／10から9／10の範囲内で契約担当者の定める割合を予定価格に乗じて得た額	①から④までの合計額とする。 ① 直接工事費の額に10分の9．5を乗じて得た額 ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ③ 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額 ④ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額 その額が、予定価格に9／10を乗じて得た額を超える場合にあっては9／10を乗じて得た額とし、予定価格に7／10を乗じて得た額に満たない場合にあっては7／10を乗じて得た額 特別なものについては、上記にかかわらず、契約ごとに7／10から9／10の範囲内で契約担当者の定める割合を予定価格に乗じて得た額	①から④までの合計額とする。 ① 直接工事費の額に10分の9．5を乗じて得た額 ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ③ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額 ④ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額 その額が、予定価格に9／10を乗じて得た額を超える場合にあっては9／10を乗じて得た額とし、予定価格に7／10を乗じて得た額に満たない場合にあっては7／10を乗じて得た額 特別なものについては、上記にかかわらず、契約ごとに7／10から9／10の範囲内で契約担当者の定める割合を予定価格に乗じて得た額	①から④までの合計額とする。 ① 直接工事費の額に10分の9．5を乗じて得た額 ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ③ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額 ④ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額 その額が、予定価格に9／10を乗じて得た額を超える場合にあっては9／10を乗じて得た額とし、予定価格に7／10を乗じて得た額に満たない場合にあっては7／10を乗じて得た額 特別なものについては、上記にかかわらず、契約ごとに7／10から9／10の範囲内で契約担当者の定める割合を予定価格に乗じて得た額
埼玉県	基準あり	基準あり	基準あり	基準あり	基準あり
千葉県	予定価格2,500万円未満で最低制限価格制度を実施 基準 建築工事及びこれに付帯するその他の工事、設備工事並びに解体工事： 予定価格の100分の85 その他の工事及び製造： 予定価格の100分の80	予定価格2,500万円未満で最低制限価格制度を実施（H21.5.1から当分の間は、総合経済対策として予定価格5,000万円未満で運用） 基準 「直接工事費の95%」＋「共通仮設費の90%」＋「現場管理費の70%」＋「一般管理費等の30%」 予定価格の70%（下限額）から90%（上限額）の範囲内	予定価格2,500万円未満で最低制限価格制度を実施（H21.5.1から当分の間は、総合経済対策として予定価格5,000万円未満で運用） 基準 「直接工事費の95%」＋「共通仮設費の90%」＋「現場管理費の70%」＋「一般管理費等の30%」 予定価格の70%（下限額）から90%（上限額）の範囲内	予定価格2,500万円未満で最低制限価格制度を実施（H21.5.1から当分の間は、総合経済対策として予定価格5,000万円未満で運用） 基準 「直接工事費の95%」＋「共通仮設費の90%」＋「現場管理費の80%」＋「一般管理費等の30%」 予定価格の70%（下限額）から90%（上限額）の範囲内	予定価格2,500万円未満で最低制限価格制度を実施（H21.5.1から当分の間は、総合経済対策として予定価格5,000万円未満で運用） 基準 「直接工事費の95%」＋「共通仮設費の90%」＋「現場管理費の80%」＋「一般管理費等の30%」 予定価格の70%（下限額）から90%（上限額）の範囲内
東京都	http://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/html/20081125saiteiseigenkakaku.pdf			http://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/indexPbi.jsp	
神奈川県	250万円超	250万円以上	250万円以上	250万円以上	250万円以上
新潟県	{直接工事費＋共通仮設費＋（現場管理費相当額×8/10）＋（一般管理費×3/10）}×1.05	{直接工事費＋共通仮設費＋（現場管理費相当額×8/10）＋（一般管理費×3/10）}×1.05　ただし、上記による算定額が予定価格の90%に満たない場合は90%	{直接工事費＋共通仮設費＋（現場管理費相当額×8/10）＋（一般管理費等×3/10）}×1.05 ただし、上記による算定額が予定価格の91%に満たない場合は91% （なお、2010年度中は、予定価格の90%に満たない場合は90%）	{直接工事費＋共通仮設費＋（現場管理費相当額×8/10）＋（一般管理費等×3/10}×1.05　（1万円未満切り上げ） ただし、この式による算定額が予定価格の91%に満たない場合は91%	{直接工事費＋共通仮設費＋（現場管理費相当額×8/10）＋（一般管理費等×3/10}×1.05　（1万円未満切り上げ） ただし、この式による算定額が予定価格の91%に満たない場合は91%

	2009/4/1	2010/4/1	2011/4/1	2012/4/1	2013/4/1
	最低制限価格	最低制限価格	最低制限価格	最低制限価格	最低制限価格
富山県	無	無	無	無	無
石川県	公契連モデル	公契連モデル	公契連モデル	公契連モデル	公契連モデル
福井県	直接工事費95% ＋共通仮設費90% ＋現場管理費60% ＋一般管理費30% 〈予定価格×2／3 ～8．5／10の範囲内〉	直接工事費95% ＋共通仮設費90% ＋現場管理費70% ＋一般管理費30% 〈予定価格×7／10 ～9／10の範囲内〉	直接工事費95% ＋共通仮設費90% ＋現場管理費70% ＋一般管理費30% 〈予定価格×7／10 ～9／10の範囲内〉	直接工事費95% ＋共通仮設費90% ＋現場管理費80% ＋一般管理費30% 〈予定価格×7／10 ～9／10の範囲内〉	直接工事費100% ＋共通仮設費90% ＋現場管理費80% ＋一般管理費30% 〈予定価格×80／100 ～92／100の範囲内〉
山梨県	非公表	{（直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.90＋現場管理費×0.70＋一般管理費等×0.30）ただし、予定価格の7/10～9/10の範囲内}×ランダム係数	次により算出した額の合計額にランダム係数を乗じて算出した額とする。 ①下記②及び③以外の工事 （直接工事費×0.95）＋（共通仮設費×0.90）＋（現場管理費×0.70）＋（一般管理費×0.30） ②電気設備工事、受変電設備工事、通信設備工事、機械設備工事 （直接工事費×0.95）＋（共通仮設費×0.90）＋{（現場管理費＋機器間接費）×0.70）}＋（一般管理費×0.30）＋（機器費×0.83） 注）機械設備工事、下水道の機械設備及び電気設備工事においては、「機器間接費」を「据付間接費＋設計技術費」と読み替える。 ③営繕工事（電気設備工事、建築工事、機械設備工事） {（直接工事費－現場管理費相当額）×0.95}＋（共通仮設費×0.90）＋{（現場管理費＋現場管理費相当額）×0.70}＋（一般管理費×0.30） 注）現場管理費相当額＝直接工事費×10% ただし、予定価格の7/10～9/10の範囲内	次により算出した額の合計額にランダム係数を乗じて算出した額とする。 ①下記②及び③以外の工事 （直接工事費×0.95）＋（共通仮設費×0.90）＋（現場管理費×0.80）＋（一般管理費×0.30） ②電気設備工事、受変電設備工事、通信設備工事、機械設備工事 （直接工事費×0.95）＋（共通仮設費×0.90）＋{（現場管理費＋機器間接費）×0.80）}＋（一般管理費×0.30）＋（機器費×0.85） 注）機械設備工事、下水道の機械設備及び電気設備工事においては、「機器間接費」を「据付間接費＋設計技術費」と読み替える。 ③営繕工事（電気設備工事、建築工事、機械設備工事） {（直接工事費－現場管理費相当額）×0.95}＋（共通仮設費×0.90）＋{（現場管理費＋現場管理費相当額）×0.80}＋（一般管理費×0.30） 注）現場管理費相当額＝直接工事費×10% ただし、予定価格の7/10～9/10の範囲内	次により算出した額の合計額にランダム係数を乗じて算出した額とする。 ①下記②及び③以外の工事 （直接工事費×0.95）＋（共通仮設費×0.90）＋（現場管理費×0.80）＋（一般管理費×0.30） ②電気設備工事、受変電設備工事、通信設備工事、機械設備工事 （直接工事費×0.95）＋（共通仮設費×0.90）＋{（現場管理費＋機器間接費）×0.80）}＋（一般管理費×0.30）＋（機器費×0.85） 注）機械設備工事、下水道の機械設備及び電気設備工事においては、「機器間接費」を「据付間接費＋設計技術費」と読み替える。 ③営繕工事（電気設備工事、建築工事、機械設備工事） {（直接工事費－現場管理費相当額）×0.95}＋（共通仮設費×0.90）＋{（現場管理費＋現場管理費相当額）×0.80}＋（一般管理費×0.30） 注）現場管理費相当額＝直接工事費×10% ただし、予定価格の7/10～9/10の範囲内
長野県	なし	なし	なし	なし	なし
岐阜県	（直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×60%＋一般管理費×30%）×1.05 ただし、予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲内	（直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×70%＋一般管理費×30%）×1.05 ただし、予定価格の10分の7から10分の9の範囲内	（直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×70%＋一般管理費×30%）×1.05 ただし、予定価格の10分の7から10分の9の範囲内	（直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×30%）×1.05 ただし、予定価格の10分の7から10分の9の範囲内	（直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×30%）×1.05 ただし、予定価格の10分の7から10分の9の範囲内
静岡県	最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100 分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10 分の8.5 を乗じて得た額を超える場合にあっては10 分の8.5 を乗じて得た額とし、予定価格に3 分の2 を乗じて得た額に満たない場合は、3 分の2 を乗じて得た額とする。 ① 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額 ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ③ 現場管理費相当額に 10 分の6 を乗じて得た額 ④ 一般管理費の額に 10 分の3 を乗じて得た額	最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7を乗じて得た額とする。 ①直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額 ②共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ③現場管理費相当額に10分の7を乗じて得た額 ④一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額	最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7を乗じて得た額とする。 ① 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額 ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ③ 現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額 ④ 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額	最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7を乗じて得た額とする。 ①直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額 ②共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ③現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額 ④一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額	最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7を乗じて得た額とする。 ①直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額 ②共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ③現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額 ④一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額
愛知県	予定価格（税込み）1億5千万円未満の工事が対象（19工種） （直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×60%＋一般管理費×30%）×1.05 最低制限価格の範囲は予定価格の7/10～9/10	予定価格（税込み）1億5千万円未満の工事が対象（21工種）（直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×70%＋一般管理費×30%）×1.05 最低制限価格の範囲は予定価格の7/10～9/10	予定価格（税込み）1億5千万円未満の工事が対象（21工種） （直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×70%＋一般管理費×30%）×1.05 最低制限価格の範囲は予定価格の7/10～9/10	予定価格（税込み）1億5千万円未満の工事が対象（全工種） ・一般土木工事等（直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×30%）×1.05 ・土木関係の機械設備工事、電気設備工事、電気通信工事（機器単体費×85%＋直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×30%）×1.05 ・建築工事、建築設備工事（直接工事費×90%×95%＋共通仮設費×90%＋（直接工事費×10%＋現場管理費）×80%＋一般管理費×30%）×1.05 ・建築関係の昇降機設備工事等 （直接工事費×80%×95%＋共通仮設費×90%＋（直接工事費×20%＋現場管理費）×80%＋一般管理費×30%）×1.05 最低制限価格の範囲は予定価格の7/10～9/10	同左

	2009/4/1	2010/4/1	2011/4/1	2012/4/1	2013/4/1
	最低制限価格	最低制限価格	最低制限価格	最低制限価格	最低制限価格
三重県	工事に伴い最低限必要な費用＝（直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.6＋一般管理費×0.3）×1.05【一般土木工事の場合】 なお、上記の考え方により算定された金額が、予定価格の2／3を下回る時は2／3、8．5／10を上回る時は8．5／10とする。	工事に伴い最低限必要な費用＝（直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.7＋一般管理費等×0.3）×1.05【一般土木工事の場合】 なお、上記の考え方により算定された金額が、予定価格の7／10を下回る時は7／10、 9／10を上回る時は9／10とする。	工事に伴い最低限必要な費用＝（直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.7＋一般管理費等×0.3）×1.05【一般土木工事の場合】 なお、上記の考え方により算定された金額が、予定価格の7／10を下回る時は7／10、 9／10を上回る時は9／10とする。 [参考]2011年6月1日に改正 工事に伴い最低限必要な費用＝（直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.8＋一般管理費等×0.3）×1.05【一般土木工事の場合】 なお、上記の考え方により算定された金額が、予定価格の7／10を下回る時は7／10、9／10を上回る時は9／10とする。	工事に伴い最低限必要な費用＝（直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.8＋一般管理費等×0.3）×1.05【一般土木工事の場合】 なお、上記の考え方により算定された金額が、予定価格の7／10を下回る時は7／10、 9／10を上回る時は9／10とする。	工事に伴い最低限必要な費用＝（直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.8＋一般管理費等×0.3）×1.05【一般土木工事の場合】 上記の考え方により算定された金額が、予定価格の7／10を下回る時は7／10、 9／10を上回る時は9／10とする。
滋賀県	非公表	非公表	非公表	非公表	【範囲】予定価格の7/10～9/10 【計算式】◆工事（建築工事を除く） 直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.8＋一般管理費等×0.3 ◆建築工事（直接工事費－現場管理費相当額）×0.95＋共通仮設費×0.9＋（現場管理費＋現場管理費相当額）×0.8＋一般管理費等×0.3 ※現場管理費相当額については以下のとおり。 ・建築物の解体工事、建築工事に関連する昇降機設備工事および工事費の過半が機器 設置費である建築設備工事の場合 現場管理費相当額＝直接工事費×20% ・上記を除く建築工事、建築電気設備工事および建築機械設備工事の場合 現場管理費相当額＝直接工事費×10% 〇特別なものについては、上記にかかわらず予定価格の7/10～9/10の範囲で定める。
京都府	H20.6中央公契連ﾓﾃﾞﾙ参考(1億円未満) http://www.ombudsman.jp/dangou/2008/kyotofu.pdf	**H21.4中央公契連モデル参考（1億円未満）**	**同左**	**H23.4中央公契連モデル参考（1億円未満）※現場管理費にかかる補正係数を導入 http://www.pref.kyoto.jp/news/press/2011/12/documents/20111212kaisei2.pdf**	**同左**
大阪府	予定価格の 2／3～8.5／10	予定価格の 2／3～8.5／10	予定価格の 7／10～8.5／10	予定価格の 7／10～9／10	予定価格の 7／10～9／10
兵庫県	(5億円未満) 直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.6＋一般管理費×0.3	(5億円未満) 直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.7＋一般管理費×0.3	(5億円未満) 直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.7＋一般管理費×0.3	(5億円未満) 直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.8＋一般管理費×0.3	(5億円未満) 直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.8＋一般管理費×0.3
奈良県	H21.4.1現在　予定価格の2/3～8.5/10 (直接工事費の95%+共通仮設費の90%+現場管理費の60%+一般管理費の30%)×105/100 H21.6.1以降　予定価格の7/10～9/10 (直接工事費の95%+共通仮設費の90%+現場管理費の70%+一般管理費の30%)×105/100	予定価格の7/10～9/10 (直接工事費の95%+共通仮設費の90%+現場管理費の70%＋一般管理費等の30%)×105/100	予定価格の7/10～9/10 (直接工事費の95%+共通仮設費の90%+現場管理費の70%＋一般管理費等の30%)×105/100 H23.6.1以降 予定価格の7/10～9/10 (直接工事費の95%+共通仮設費の90%+現場管理費の80%+一般管理費の30%)×105/100	予定価格の7/10～9/10 (直接工事費の95%+共通仮設費の90%+現場管理費の80%+一般管理費の30%)×105/100	予定価格の 7/10～9/10
和歌山県	予定価格(税込み)1億円未満	予定価格（税込み）1億円未満	予定価格（税込み）1億円未満	予定価格（税込み）1億円未満	予定価格（税込み）1億円未満
鳥取県	別紙のとおり	（個別の最低制限価格は公表しているが、算定基準は非公表としている）	有り（非公表）	有	有（非公表）
島根県	計算式＝（①＋②＋③＋④）×1,05 ① 直接工事費の95% ②共通仮設費の90% ③現場管理費の60% ④一般管理費等の30% 　ただし、計算式により算出した額が予定価格の10分の8を下回る場合は10分の8とし、予定価格の10分の8.5を超える場合は10分の8.5とする。 ※いずれも、概ねの数値	計算式＝（①＋②＋③＋④）×1,05 ① 直接工事費の95% ②共通仮設費の90% ③現場管理費の70% ④一般管理費等の30% 　ただし、計算式により算出した額が予定価格の10分の8を下回る場合は10分の8とし、予定価格の10分の9を超える場合は10分の9とする。 ※いずれも、概ねの数値	計算式＝（①＋②＋③＋④）×1,05 ① 直接工事費の95% ②共通仮設費の90% ③現場管理費の70% ④一般管理費等の30% 　ただし、計算式により算出した額が予定価格の10分の8を下回る場合は10分の8とし、予定価格の10分の9を超える場合は10分の9とする。 ※いずれも、概ねの数値	計算式＝（①＋②＋③＋④）×1,05 ① 直接工事費の95% ②共通仮設費の90% ③現場管理費の80% ④一般管理費等の30% 　ただし、計算式により算出した額が予定価格の10分の8を下回る場合は10分の8とし、予定価格の10分の9を超える場合は10分の9とする。 ※いずれも、概ねの数値	計算式＝（①＋②＋③＋④）×1,05 ① 直接工事費の95% ②共通仮設費の90% ③現場管理費の80% ④一般管理費等の30% 　ただし、計算式により算出した額が予定価格の10分の8を下回る場合は10分の8とし、予定価格の10分の9を超える場合は10分の9とする。 ※いずれも、概ねの数値
岡山県	なし（岡山県財務規則で予定価格の3分の2を下らない範囲内で個々の入札について設定することができると定められており、工事ごとにその適正な履行を確保するため、契約担当者が決定している。）	なし（岡山県財務規則で予定価格の3分の2を下らない範囲内で個々の入札について設定することができると定められており、工事ごとにその適正な履行を確保するため、契約担当者が決定している。）	なし（岡山県財務規則で予定価格の3分の2を下らない範囲内で個々の入札について設定することができると定められており、工事ごとにその適正な履行を確保するため、契約担当者が設定している。）	なし（岡山県財務規則で予定価格の3分の2を下らない範囲内で個々の入札について設定することができると定められており、工事ごとにその適正な履行を確保するため、契約担当者が設定している。）	なし（岡山県財務規則で予定価格の3分の2を下らない範囲内で個々の入札について設定することができると定められており、工事ごとにその適正な履行を確保するため、契約担当者が設定している。）

	2009/4/1	2010/4/1	2011/4/1	2012/4/1	2013/4/1
	最低制限価格	最低制限価格	最低制限価格	最低制限価格	最低制限価格
広島県	直接工事費×0.95+共通仮設費×0.90+現場管理費×0.60＋一般管理費等×0.30（ただし，予定価格の3／4を下らない範囲内）	直接工事費×0.95+共通仮設費×0.90+現場管理費×0.60＋一般管理費等×0.30（ただし，予定価格の3／4を下らない範囲内）	直接工事費×0.95+共通仮設費×0.90+現場管理費×0.60＋一般管理費等×0.30（ただし，予定価格の3／4を下らない範囲内）	直接工事費×0.95+共通仮設費×0.90+現場管理費×0.60＋一般管理費等×0.30（ただし，予定価格の3／4を下らない範囲内）	直接工事費×0.95+共通仮設費×0.90+現場管理費×0.60+一般管理費等×0.30（ただし，予定価格の3／4を下らない範囲内）
山口県	未導入	未導入	未導入	未導入	直接工事費の95%＋共通仮設費の90%＋現場管理費の80%＋一般管理費の70%
徳島県					http://www.ombudsman.jp/dangou/2012/tokushimaken.pdf
香川県	非公表	非公表	非公表	非公表	非公表
愛媛県	なし	（直接工事費×0.95＋ 共通仮設費×0.9＋ 現場管理費×0.7＋ 一般管理費×0.3） ×1.05 ※　ただし、予定価格の8/10～9/10の範囲内 （総合評価案件を除く設計金額3000万円未満の工事が対象）	（直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3）×1.05 ※ただし、予定価格の8/10～9/10の範囲内（総合評価案件を除く設計金額3,000万円未満の工事が対象）	（直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.8＋一般管理費×0.3）×1.05 ※ただし、予定価格の8/10～9/10の範囲内 （最低制限価格制度は、総合評価によらない案件（800万円（建築工事は1500万円、災害復旧工事は3000万円）未満）が対象）	（直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.8＋一般管理費×0.3）×1.05 ただし、予定価格の8/10～9/10の範囲内 （最低制限価格制度は、総合評価によらない案件（800万円（建築工事は1500万円、災害復旧工事は3000万円）未満）が対象）
高知県	予定価格の3分の2～10分の8．5	予定価格の10分の7～10分の9	予定価格の10分の7～10分の9	予定価格の 7/10～9/10 ※1,000万円以上5,000万円未満は一般・指名の併用です	予定価格の7/10～9/10
福岡県	直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費×1／5	直接工事費×9.5/10＋共通仮設費×9/10＋現場管理費×7/10＋一般管理費等×3/10	直接工事費×9.5/10＋共通仮設費×9/10＋現場管理費×7/10＋一般管理費等×3/10	（直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.8＋一般管理費等×0.3）×1.05	（直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.90＋現場管理費×0.80＋一般管理費等×0.30）×1.05
佐賀県	（直接工事費(建築（関連）×0.95）＋共通仮設費 ＋ 現場管理費＋一般管理費×1/10）×105/100	（直接工事費(建築（関連）×0.95）＋共通仮設費 ＋ 現場管理費＋一般管理費×1/10）×105/100	（直接工事費（建築（関連）×0.95）＋共通仮設費+現場管理費+一般管理費×1/10）×105/100	（直接工事費（建築（関連）×0.95）+共通仮設費+現場管理費+一般管理費×1/10）×105/100	（直接工事費（建築（関連）×0.95）+共通仮設費+現場管理費+一般管理費×1/10）×105/100
長崎県		【2億円超の場合】 設計金額×α ※α＝（902.8－1.4×設計金額／1億）／1000 【2億円以下の場合】 設計金額×90%	【2億円超の場合】 設計金額×α ※α＝（902.8－1.4×設計金額／1億）／1000 【2億円以下の場合】 設計金額×90%	【2億円超の場合】 設計金額×α ※α＝（902.8－1.4×設計金額／1億）／1000 【2億円以下の場合】 設計金額×90%	【2億円超の場合】 設計金額×α ※α＝（902.8－1.4×設計金額／1億）／1000 【2億円以下の場合】 設計金額×90%
熊本県	約80%～約85%（工種によって異なる。）	約70～90%	70～90%	最低制限基準価格：直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋ 一般管理費×30%【範囲：予定価格（税抜）の70～90%】 最低制限価格：最低制限基準価格×ランダム係数X（1.00000≦X≦1.01000）	最低制限基準価格：直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋ 一般管理費×30%×1．035（補正）【範囲：予定価格（税抜）の70～90%】 最低制限価格：最低制限基準価格×ランダム係数X（1.00000≦X≦1.01000）
大分県	予定価格の2／3から8．5／10の範囲（算定式は非公表）	予定価格の7／10から9／10　最低制限価格＝（直接工事費＊0.95＋共通仮設費＊0.9＋現場管理費＊0.7+一般管理費＊0.3）＊1.05	予定価格の7／10から9／10 最低制限価格＝（直接工事費＊0.95＋共通仮設費＊0.9＋現場管理費＊0.7+一般管理費＊0.3）＊1.05	予定価格の7／10から9／10 最低制限価格＝（直接工事費＊0.95＋共通仮設費＊0.9＋現場管理費＊0.8+一般管理費＊0.3）＊1.05	予定価格の7／10から9／10 最低制限価格＝（直接工事費＊0.95＋共通仮設費＊0.9＋現場管理費＊0.8+一般管理費＊0.3）＊1.05
宮崎県	概ね85～90%	概ね90%	概ね90%	概ね90%	概ね90%
鹿児島県	範囲；予定価格の7/10～8.5/10 算式；（直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.90＋現場管理費×0.60＋一般管理費×0.30）×1.05（税込）	範囲；予定価格の7/10～9/10 算式；(直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.90＋現場管理費×0.70＋一般管理費×0.30)×1.05(税込) ※但し，一般競争入札対象工事は上記算式に1.05倍した額(範囲は同上)	範囲；予定価格の7/10～9/10 算式；(直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.90＋現場管理費×0.70＋一般管理費×0.30)×1.05(税込) ※但し，一般競争入札対象工事は上記算式に1.05倍した額(範囲は同上)	範囲；予定価格の7/10～9/10 算式；(直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.90＋現場管理費×0.80＋一般管理費×0.30)×1.035×1.05(税込)	適用；平成25年4月1日～ 範囲；予定価格の7/10～9/10 算式；(直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.90＋現場管理費×0.80＋一般管理費×0.30)×1.035×1.05(税込) 平成25年度より維持修繕工事等（寄洲除去や伐採）について最低制限価格を設定
沖縄県	予定価格の6.5/10 ～ 8.5/10	予定価格の7.0/10～9.0/10	予定価格の7.0/10～9.0/10	予定価格の7.0/10～9.0/10	予定価格の7.0/10～9.0/10

札幌市	設計金額2億円未満の工事（総合評価落札方式による工事を除く） 算定方法：予定価格×{(直接工事費+共通仮設費+現場管理費×1/5※)÷工事価格}、上限8.5/10 下限6.6/10　※土木工種、下水道工種、舗装工種、造園工種及び鉄骨・橋梁工種については×2/3		札幌市最低制限価格運用要領	札幌市工事等最低制限価格運用要領	札幌市工事等最低制限価格運用要領

	2009/4/1	2010/4/1	2011/4/1	2012/4/1	2013/4/1
	最低制限価格	最低制限価格	最低制限価格	最低制限価格	最低制限価格
仙台市	【失格基準価格】 ① 純工事費×0.90 ② 現場管理費×0.70 ③ 一般管理費×0.50 → 下記の総額判断基準価格を下回った入札で、かつ①～③のいずれかを下回った場合に失格とする。 【総額判断基準価格】 純工事費×0.95＋現場管理費×0.75＋一般管理費×0.55 ＊本市においては，「最低制限価格」を「失格基準価格」の名称で適用している。 ＊適用の対象は，予定価格500万円以上5億円未満の案件である。	【失格基準価格】 ① 純工事費×0.90 ② 現場管理費×0.70 ③ 一般管理費×0.50 → 下記の総額判断基準価格を下回った入札で、かつ①～③のいずれかを下回った場合に失格とする。 【総額判断基準価格】 純工事費×0.95 + 現場管理費×0.75 ＋ 一般管理費×0.55 ※本市においては、「最低制限価格」を「失格基準価格」の名称で適用している。 ※適用の対象は予定価格500万円以上5億円未満の工事である。	【失格基準価格】 ① 純工事費×0.90 ② 現場管理費×0.90 ③ 一般管理費×0.50 → 下記の総額判断基準価格を下回った入札で、かつ①～③のいずれかを下回った場合に失格とする。 【総額判断基準価格】 純工事費×0.95 ＋ 現場管理費×0.95 ＋ 一般管理費×0.55 ※本市においては、「最低制限価格」を「失格基準価格」の名称で適用している。 ※適用の対象は予定価格500万円以上5億円未満の工事である。	【失格基準価格】 ① 純工事費×0.90 ② 現場管理費×0.90 ③ 一般管理費×0.50 → 下記の総額判断基準価格を下回った入札で、かつ①～③のいずれかを下回った場合に失格とする。 【総額判断基準価格】 純工事費×0.95＋現場管理費×0.95＋一般管理費×0.55 ※本市においては，「最低制限価格」を「失格基準価格」の名称で適用している。 ※適用の対象は，予定価格500万円以上5億円未満の工事である。	【失格基準価格】 ①純工事費×0.90 ②現場管理費×0.90 ③一般管理費×0.70 → 下記の総額判断基準価格を下回った入札で、かつ①～③のいずれかを下回った場合に失格とする。 【総額判断基準価格】 純工事費×0.95 ＋ 現場管理費×0.95 ＋ 一般管理費×0.75 ※本市においては、「最低制限価格」を「失格基準価格」の名称で適用している。 ※適用の対象は予定価格500万円以上5億円未満の工事である。
さいたま市	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
千葉市	直接工事費の95%＋共通仮設費の90%＋現場管理費の60%＋一般管理費の30% ただし、予定価格の75%から85%の間で定める。	・最低制限価格 直接工事費の95%＋共通仮設費の90%＋現場管理費の70%＋一般管理費の30% ただし、予定価格の75%から90%の間で定める。	・最低制限価格 直接工事費の95%＋共通仮設費の90%＋現場管理費の70%＋一般管理費の30% ただし、予定価格の75%から90%の間で定める。	直接工事費の95%＋共通仮設費の90%＋現場管理費の80%＋一般管理費の30% ただし、予定価格の75%から90%の間で定める。	直接工事費の95%＋共通仮設費の90%＋現場管理費の80%＋一般管理費の30% ただし、予定価格の75%から90%の間で定める。
横浜市	○土木系 :(直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費×3/5)×α ○建築系 :(直接工事費＋共通仮設費＋現場×1/5)×α 〔範囲7/10～8.5/10〕 ＊算出式中の「α」は0.995～1.005の範囲で無作為に抽出した数値	{(直接工事費×0.95)＋(共通仮設費×0.90)＋(現場管理費相当額×0.70)＋(一般管理費相当額×0.30)}×α [範囲:7／10～9／10] ＊算出式中の「α」は0. 995～1. 005の範囲で無作為に抽出した数値	全工種(直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.7＋一般管理費×0.3)×α 〔範囲7/10～ 9/10〕 ＊算出式中の「α」は0.995～1.005の範囲で無作為に抽出した数値	全工種(直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.8＋一般管理費×0.3)×α〔範囲7/10～ 9/10〕 ＊算出式中の「α」は0.995～1.005の範囲で無作為に抽出した数値	全工種(直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.8＋一般管理費×0.3)×α〔範囲7/10～ 9/10〕 ＊算出式中の「α」は1～1.005 の範囲で無作為に抽出した数値
川崎市	直接工事費の95%＋共通仮設費の90%＋現場管理費の60%＋一般管理費の30%の合計額を設計金額の合計額で除した割合を算出し、その算出割合に対し任意に若干の補正を行った後、予定価格に補正後の算出割合を乗じて得た額とし、予定価格の70%～85%の範囲内で設定	直接工事費の95%＋共通仮設費の90%＋現場管理費の70%＋一般管理費の30%の合計額を設計金額の合計額で除した割合を算出し、その算出割合に対し任意に若干の補正を行った後、予定価格に補正後の算出割合を乗じて得た額とし、予定価格の70%～90%の範囲内で設定	直接工事費の95%＋共通仮設費の90%＋現場管理費の70%＋一般管理費の30%の合計額を設計金額の合計額で除した割合を算出し、その算出割合に対し任意に若干の補正を行った後、予定価格に補正後の算出割合を乗じて得た額とし、予定価格の70%～90%の範囲内で設定	直接工事費の95%＋共通仮設費の90%＋現場管理費の80%＋一般管理費の30%の合計額を設計金額の合計額で除した割合を算出し、その算出割合に対し任意に若干の補正を行った後、予定価格に補正後の算出割合を乗じて得た額とし、予定価格の70%～90%の範囲内で設定	直接工事費の95%＋共通仮設費の90%＋現場管理費の80%＋一般管理費の50%の合計額を設計金額の合計額で除した割合を算出し、その算出割合に対し任意に若干の補正を行った後、予定価格に補正後の算出割合を乗じて得た額とし、予定価格の80%～90%の範囲内で設定
相模原市		最低制限価格＝直接工事費×9.5/10＋共通仮設費×9/10＋現場管理費×7/10＋一般管理費×3/10 【注】予定価格の10分の7から10分の9の範囲内とし、「万円止め」とする。	最低制限価格＝直接工事費×9.5/10＋共通仮設費×9/10＋現場管理費×8/10＋一般管理費×3/10 【注】予定価格の10分の7から10分の9の範囲内とし、「万円止め」とする。	最低制限価格＝直接工事費×9.5/10＋共通仮設費×9/10＋現場管理費×8.5/10＋一般管理費×3/10 【注】予定価格の10分の7.5から10分の9の範囲内とし、「万円止め」とする。	最低制限価格＝直接工事費×9.5/10＋共通仮設費×9/10＋現場管理費×8.5/10＋一般管理費×3/10 【注】予定価格の10分の7.5から10分の9の範囲内とし、「万円止め」とする。
新潟市	予定価格の10分の6から10分の8. 5以内の範囲で，直接工事費，共通仮設費，現場管理費，一般管理費をもとに1件ごとに算出	最低制限価格　　予定価格の10分の6から10分の8. 5以内の範囲で，市の設計内容をもとに1件ごとに算出，ただし案件によっては上記8. 5を超えて設定できる	予定価格の10分の6から10分の8. 5以内の範囲で，市の設計内容をもとに1件ごとに算出，ただし案件によっては上記8. 5を超えて設定できる。	予定価格の10分の6から10分の8. 5以内の範囲で，市の設計内容をもとに1件ごとに算出，ただし案件によっては上記8. 5を超えて設定できる。	予定価格の10分の6から10分の8. 5以内の範囲で，市の設計内容をもとに1件ごとに算出，ただし案件によっては上記8. 5を超えて設定できる。
静岡市	対象: ・予定価格1億5千万円未満 算定基準 最低制限価格は、予定価格に3分の2から10分の8.5までの割合を乗じて得た額の範囲内において、契約の目的となる工事又は製造その他の請負の予定価格を構成する材料費、労務費又は諸経費等の割合、技術上の難易、過去の入札の実例その他の条件を考慮して適正に定めなければならないと規定されている。 ※運用で低入札調査基準の算定の考え方に基づき行うものとしている。	算定基準 直接工事費95%共通仮設費90%現場管理費70%一般管理費30%×1.05	算定基準 直接工事費95%共通仮設費90%現場管理費70%一般管理費30%×1.05	算定基準 直接工事費95%共通仮設費90%現場管理費70%一般管理費30%×1.05	算定基準 直接工事費95%共通仮設費90%現場管理費80%一般管理費30%×1.05
浜松市	{(直接工事費＋共通仮設費)×業種毎の掛率＋現場管理費×業種毎の掛率＋一般管理費×0.1}×1.05 (上限85%　下限2/3)　ただし、1億円以上の工事は前記×95/100 ※250万円を超える工事に設ける。	最低制限価格　　{(直接工事費×0.95)＋(共通仮設費×0.90)＋(現場管理費×0.70)＋(一般管理費×0.30)}×0.95×1.05　　※250万円を超える競争入札に適用	{(直接工事費×0.95)＋(共通仮設費×0.90)＋(現場管理費×0.70)＋(一般管理費×0.30)}×0.95×1.05 ※250万円を超える競争入札に適用	{(直接工事費×0.95)＋(共通仮設費×0.90)＋(現場管理費×0.80)＋(一般管理費×0.30)}×0.95×1.05 ※250万円を超える競争入札に適用。 ただし、3億円以上の案件(総合評価方式除く)は対象外。	{(直接工事費×0.95)＋(共通仮設費×0.90)＋(現場管理費×0.80)＋(一般管理費×0.30)}×0.95×1.05 ※250万円を超える競争入札に適用。 ただし、3億円以上の案件(総合評価方式除く)は対象外。

	2009/4/1	2010/4/1	2011/4/1	2012/4/1	2013/4/1
	最低制限価格	最低制限価格	最低制限価格	最低制限価格	最低制限価格
名古屋市	平成20年6月公契連モデルと当該入札の入札者の平均入札額の90%のうちいずれか低い額	平成21年4月公契連モデルと当該入札の入札者の平均入札額の90%のうち　いずれか低い額	平成21年4月公契連モデルと当該入札の入札者の平均入札額の95%のうちいずれか低い額	平成23年4月公契連モデルと当該入札の入札者の平均入札額の95%のうちいずれか低い額	平成23年4月公契連モデルと当該入札の入札者の平均入札額の95%のうちいずれか低い額
京都市	予定価格が5000万円以下。予定価格の3分の2を下限，85パーセントを上限とする	予定価格が5000万円以下。予定価格の70パーセントを下限，90パーセントを上限とする。	予定価格が5000万円以下。予定価格の70パーセントを下限，90パーセントを上限とする。	予定価格が5000万円以下。予定価格の70パーセントを下限，90パーセントを上限とする。	予定価格が2億万円以下。予定価格の70パーセントを下限，90パーセントを上限とする。
大阪市	範囲（予定価格×）：2/3～0.85 算出方法： 直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.6＋一般管理費×0.3 ※但し上記算出方法が適当でない場合は、上記範囲内で任意に定める。	左に同じ	範囲（予定価格×）：0.7～0.9 算出方法： 直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.7＋一般管理費×0.3 ※但し上記算出方法が適当でない場合は、上記範囲内で任意に定める。	範囲（予定価格×）： 0.7×（0.988～1.010）～0.9×（0.988～1.010） 算出方法： 直接工事費×0.95×a＋共通仮設費×0.9×b＋現場管理費×0.7×c＋一般管理費等×0.3×d （無作為係数a～d＝0.988～1.010） ※但し上記算出方法が適当でない場合は、上記範囲内で任意に定める。	左に同じ
堺市	2009 【最低制限価格】 直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×60%＋一般管理費×30%－α （下限：予定価格の75%，上限：同85%－α） （α＝0円から50,000円の範囲内で無作為に抽出した金額<千円刻み>） 【調査基準価格】 直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×60%＋一般管理費×30% （下限：予定価格の2/3，上限：同85%）	2010 【最低制限価格】 直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×70%＋一般管理費×30%－α （下限：予定価格の75%，上限：同90%） （α＝0円から20,000円の範囲内で無作為に抽出した金額<千円刻み>） 【調査基準価格】 直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×70%＋一般管理費×30% （下限：予定価格の70%，上限：同90%）	2011　10月1日以降発注分より 【最低制限価格】 直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×30%）－α （下限：予定価格×75%，上限：予定価格×90%） （α＝0円から20,000円の範囲内で無作為に抽出した金額<千円刻み>） 【調査基準価格】 直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×30% （下限：予定価格の70%，上限：同90%）	2012 【最低制限価格】 直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×30%） （下限：予定価格×75%，上限：予定価格×90%） （αの廃止） 【調査基準価格】 直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×30% （下限：予定価格の70%，上限：同90%）	2013 【最低制限価格】 直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×30%） （下限：予定価格×75%，上限：予定価格×90%） 【調査基準価格】 直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×30% （下限：予定価格の70%，上限：同90%）
神戸市	予定価格　2億円未満	予定価格 5億円未満	予定価格5億円未満(但し総合評価落札方式については対象外)	予定価格5億円未満（総合評価を適用する案件以外）	予定価格5億円未満（総合評価を適用する案件以外）
岡山市	75%～85% （直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×60%＋一般管理費×30%）	約74%～約86% （直接工事費×95%+共通仮説費×90%+現場管理費×60%+一般管理費×30%）×（約99%～約101%）の変数	約74%～約91% （直接工事費×95%+共通仮説費×90%+現場管理費×70%+一般管理費×30%）×（約99%～約101%の変数）	約74%～約91% （直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×30%×（約99%～約101%の変数））	変更なし
広島市		最低制限価格（平成22年7月以降、導入予定）	設計金額1，000万円未満の工事、災害復旧工事等で緊急を要する工事等 算定式：（直接工事費の額×95／100＋共通仮設費×9／10＋現場管理費×7／10＋一般管理費×3／10）×9／10×105／100 ただし、上限（予定価格（税込）の81%）及び下限（予定価格（税込）の63%）あり	設計金額1億円未満の工事、災害復旧工事等で緊急を要する工事等 【算定式：（直接工事費の額×95／100＋共通仮設費×9／10＋現場管理費×7／10＋一般管理費×3／10））×9／10×105／100】	（直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.8＋一般管理費×0.3）× 0.95 × 偶発値 × 1.05 (対象：1億円未満の工事)
北九州市	http://www.ombudsman.jp/dangou/2008/kitakyusyushi.pdf	①直接工事費の95% ②共通仮設費の90% ③現場管理費の70% ④一般管理費の30% (①+②+③+④)×ランダム係数×105/100 ※ランダム係数：1.0001～1.01	①直接工事費の95% ②共通仮設費の90% ③現場管理費の70% ④一般管理費の30% (①+②+③+④)×ランダム係数×105/100 ※ランダム係数：1.0001～1.01	①直接工事費の95% ②共通仮設費の90% ③現場管理費の80% ④一般管理費の30% (①+②+③+④)×ランダム係数×105/100 ※ランダム係数：1.0001～1.01	①直接工事費の95% ②共通仮設費の90% ③現場管理費の80% ④一般管理費の30% (①+②+③+④)×ランダム係数×105/100 ※ランダム係数：1.0001～1.01
福岡市	直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×60%＋一般管理費×30% （下限：予定価格の70%，上限：同85%）	直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×70%＋一般管理費×30% （下限：予定価格の70%，上限：同90%）	直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×70%＋一般管理費等×30% （下限：予定価格の70%，上限：同90%）	（直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×30%）×1.05 ただし算出した額が設計金額の70%相当額を下回る場合は70%相当額、設計金額の90%を上回る場合は90%相当額	（直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×30%）×1.05 ただし算出した額が設計金額の70%相当額を下回る場合は70%相当額、設計金額の90%を上回る場合は90%相当額

	2009/4/1	2010/4/1	2011/4/1	2012/4/1	2013/4/1
	最低制限価格	最低制限価格	最低制限価格	最低制限価格	最低制限価格
熊本市	最低制限基準額＝直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費2/5ー一般管理費1/4 最低制限価格については、上記最低制限基準額を元に市長が定めています。	最低制限基準額は、次に掲げる額の合計に100分の105を乗じて得た額とします。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じた額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額とします。 ア 直接工事費に10分の9．5を乗じて得た額 イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額 ウ 現場管理費に10分の7を乗じて得た額 エ 一般管理費等に10分の3を乗じて得た額 最低制限価格は、上記より算出した最低制限基準額を基礎として市長が定めるものとします。	最低制限基準額は、次に掲げる額の合計に100分の105を乗じて得た額とします。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じた額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額とします。 ア 直接工事費に10分の9．5を乗じて得た額 イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額 ウ 現場管理費に10分の7を乗じて得た額 エ 一般管理費等に10分の3を乗じて得た額 最低制限価格は、上記より算出した最低制限基準額を基礎として市長が定めるものとします。	最低制限基準額は、次に掲げる額の合計に100分の105を乗じて得た額とします。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じた額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額とします。 ア 直接工事費に10分の9．5を乗じて得た額 イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額 ウ 現場管理費に10分の8を乗じて得た額 エ 一般管理費等に10分の3を乗じて得た額 最低制限価格は、上記より算出した最低制限基準額を基礎として市長が定めるものとします。	最低制限基準額は、次に掲げる額の合計に100分の105を乗じて得た額とします。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じた額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額とします。 ア 直接工事費に10分の9．5を乗じて得た額 イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額 ウ 現場管理費に10分の8を乗じて得た額 エ 一般管理費等に10分の3を乗じて得た額 最低制限価格は、上記より算出した最低制限基準額を基礎として市長が定めるものとします。

青森市	失格基準（下回った場合は下記調査の対象者及び落札者としない。） ｛（直接工事費×90%）＋（共通仮設費×80%）＋（現場管理費×20%）｝×入札時に抽選で決定する99.00%～99.99%の率×105% ※特別な理由により算定が困難な場合は、予定価格×70%×入札時に抽選で決定する99.00%～99.99%の率×105%	失格基準（下回った場合は下記調査の対象者及び落札者としない。） ｛（直接工事費×90%）＋（共通仮設費×80%）＋（現場管理費×60%）＋（一般管理費×30%）｝×入札時に抽選で決定する99.00%～99.99%の率×105% ※特別な理由により算定が困難な場合は、 予定価格×75%×入札時に抽選で決定する99.00%～99.99%の率×105%	失格基準（下回った場合は下記調査の対象者及び落札者としない。） ｛（直接工事費×90%）＋（共通仮設費×80%）＋（現場管理費×60%）＋（一般管理費×30%）｝×入札時に抽選で決定する99.00%～99.99%の率×105% ※特別な理由により算定が困難な場合は、 予定価格×75%×入札時に抽選で決定する99.00%～99.99%の率×105%	適用していない	適用していない
盛岡市	予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額，共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額，現場管理費の額に10分の6を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額の合計額を基に，予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲内で契約担当者が定める額	予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額，共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額，現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額の合計額を基に，予定価格の10分の7から10分の9の範囲内で契約担当者が定める額	予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額，共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額，現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額の合計額を基に，予定価格の10分の7から10分の9の範囲内で契約担当者が定める額	予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額，共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額，現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額の合計額を基に，予定価格の10分の7から10分の9の範囲内で契約担当者が定める額	予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額，共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額，現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額の合計額を基に，予定価格の10分の7から10分の9の範囲内で契約担当者が定める額
秋田市	予定価格に以下の率を乗じて得た額 (1) 土木工事、舗装工事、水道施設工事　78/100～82/100の間の率 (2) その他の工事　83/100～87/100の間の率 ※率は、開札会場において、前述の規定の範囲内で開札前に抽選により決定する。	同左	予定価格に以下の率を乗じて得た額 (1) 土木工事、舗装工事、水道施設工事　78/100～82/100の間の率 (2) その他の工事　83/100～87/100の間の率 (3) 測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、補償関係コンサルタント業務等　60/100～68/100の間の率 (3) 地質調査業務　67/100～75/100の間の率 ※率は、開札会場において、前述の規定の範囲内で開札前に抽選により決定する。	同左	同左
山形市	ない	なし	平成23年4月1日から試行導入 予定価格（入札書比較価格）に3分の2を乗じて得た額から予定価格（入札書比較価格）に100分の82を乗じて得た額までの範囲内において定める。	予定価格（入札書比較価格）に3分の2を乗じて得た額から予定価格（入札書比較価格）に100分の82を乗じて得た額までの範囲内において定める。	予定価格（入札書比較価格）に3分の2を乗じて得た額から予定価格（入札書比較価格）に100分の82を乗じて得た額までの範囲内において定める。
福島市	130万円以上	１３０万円以上	130万円以上	130万円以上	
水戸市	回答なし	記載無し			約予定金額　130万円以上1,000万円未満の工事 水戸市契約課HP　最低制限価格制度の改正について参照 http://www.city.mito.lg.jp/001437/001438/p009066.html
宇都宮市	「適用範囲」 ・予定価格１３０万円超（総合評価落札方式を除く） 「算出基準」 ・予算決算及び会計令第85条の基準による。ただし当分の間「直接工事費×95%」とあるのは，「直接工事費×１００%」とする。	「適用範囲」 ・予定価格130万円超（総合評価落札方式を除く） 「算出基準」 ・予算決算及び会計令第85条の基準による。ただし当分の間「直接工事費×95%」とあるのは「直接工事費×100%」，「共通仮設費×90%」とあるのは「共通仮設費×100%」とする。	「適用範囲」 ・予定価格130万円超（総合評価落札方式を除く） 「算出基準」 ・予算決算及び会計令第85条の基準とし，「直接工事費の95%」，「共通仮設費の90%」，「現場管理費の70%」，「一般管理費の30%」。ただし当分の間「直接工事費×95%」とあるのは「直接工事費×100%」，「共通仮設費×90%」とあるのは「共通仮設費×100%」とする。 最低制限価格は予定価格の7/10～9/10の範囲内とする。	「適用範囲」 ・予定価格130万円超（総合評価落札方式を除く） 「算出基準」 「直接工事費の95%」，「共通仮設費の90%」，「現場管理費の80%」，「一般管理費の30%」。ただし当分の間「直接工事費×95%」とあるのは「直接工事費×100%」，「共通仮設費×90%」とあるのは「共通仮設費×100%」とする。 最低制限価格は予定価格の7/10～9/10の範囲内とする。	「適用範囲」 ・予定価格130万円超（総合評価落札方式を除く） 「算出基準」 「直接工事費の95%」，「共通仮設費の90%」，「現場管理費の80%」，「一般管理費の30%」。ただし当分の間「直接工事費×95%」とあるのは「直接工事費×100%」，「共通仮設費×90%」とあるのは「共通仮設費×100%」とする。 最低制限価格は予定価格の7/10～9/10の範囲内とする。
前橋市	2,500万円未満	2,500万円未満	2,500万円未満	競争入札に付する設計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が1億円未満の建設工事	競争入札に付する設計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が1億円未満の建設工事

	2009/4/1	2010/4/1	2011/4/1	2012/4/1	2013/4/1
	最低制限価格	最低制限価格	最低制限価格	最低制限価格	最低制限価格
富山市	なし	なし	なし	なし	なし
金沢市	直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×60%＋一般管理費×30% ※設定範囲は予定価格の2/3～85% ※建築・設備工事については、直接工事費に含まれる現場管理費相当額（15%）を現場管理費に振り替えて算出	直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×70%＋一般管理費×50% ※設定範囲は予定価格の70%～95% ※建築・設備工事については、直接工事費に含まれる現場管理費相当額（15%）を現場管理費に振り替えて算出	直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×70%＋一般管理費×60% ※設定範囲は予定価格の70%～90% ※建築・設備工事については、直接工事費に含まれる現場管理費相当額（15%）を現場管理費に振り替えて算出	直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×70%＋一般管理費×60% ※設定範囲は予定価格の70%～90% ※建築・設備工事については、直接工事費に含まれる現場管理費相当額（15%）を現場管理費に振り替えて算出	直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×50% ※設定範囲は予定価格の70%～90% ※建築・設備工事については、直接工事費に含まれる現場管理費相当額（15%）を現場管理費に振り替えて算出
福井市	建築一式　　設計金額の82～85% 建築一式以外　設計金額の80～83% コンピュータにより上記の範囲内で無作為に設定	あり（変更なし）	あり（変更なし）	あり（変更なし）	建築一式　　設計金額の87～89% 建築一式以外　設計金額の85～87% コンピュータにより上記の範囲内で無作為に設定
甲府市				甲府市ホームページの「甲府市低入札価格調査実施要領」参照	甲府市ホームページの「甲府市低入札価格調査実施要領」参照
長野市	有・非公表	有・非公表	有・非公表	あり・非公表	あり・非公表
岐阜市	回答なし	記載無し	最低制限価格は、予定価格算出基礎となった直接工事費の額の75%、共通仮設費の額の70%、現場管理費の額の60%及び一般管理費の額の30%の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、入札者のすべての入札価格が予定価格算出基礎となった直接工事費の額の75%、共通仮設費の額の70%、現場管理費の額の60%及び一般管理費の額の30%の合計額に100分の105を乗じて得た額を下回る場合には、入札者のすべての入札価格の平均額とする。対象とするのは、予定価格130万円以上の建設工事とする。ただし予定価格が1億円以上で総合評価落札方式の標準型を採用する場合を除く。	（1)建設工事（土木一式、とび・土工・コンクリート（解体工事を除く。）、ほ装、塗装、造園並びに鋼構造物及び土木経費で積算する電気・機械器具設置工事（以下「土木系5工事等」という。）を除く。） 予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に100分の105を乗じて得た額 (2)土木系5工事等　予定価格算出の基礎となった直接工事費の額の95%、共通仮設費の額の90%、現場管理費の額の80%及び一般管理費の額の30%の合計額に100分の105を乗じて得た額	Ⅰ 予定価格130万円以上2，500万円未満 1 土木系5工事〔土木一式、とび・土工・コンクリート（解体工事を除く。）、ほ装、塗装及び造園〕並びに鋼構造物並びに土木経費で積算する電気・機械器具設置工事（以下「土木系5工事等」という。） （直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×30%）×1．05（ただし、予定価格の7／10～9／10の範囲内） 2 土木系5工事等以外のすべての工事 （直接工事費×9／10×95%＋共通仮設費×90%＋（直接工事費×1／10＋現場管理費）×80%＋一般管理費×30%）×1．05（ただし、予定価格の7／10～9／10の範囲内） Ⅱ 予定価格2，500万円以上の工事（ただし、予定価格が1億円以上の総合評価落札方式の標準型を採用する場合は対象としない。） 1 土木系5工事等 直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%（ただし、入札書比較価格の7／10～9／10の範囲内） 2 土木系5工事等以外のすべての工事 直接工事費×9／10×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%
津市	有り （参考） http://www.info.city.tsu.mie.jp/modules/dept1014/article.php?articleid=461	有り （参考） http://www.info.city.tsu.mie.jp/modules/dept1014/article.php?articleid=554	有り （参考） http://www.info.city.tsu.mie.jp/modules/dept1014/article.php?articleid=554	有り(参考) http://www.info.city.tsu.mie.jp/modules/dept1014/article.php?articleid=730	有り(参考) http://www.info.city.tsu.mie.jp/modules/dept1014/article.php?articleid=750
大津市	**直接工事費の額に対して95%、共通仮設費の額に対して90%、現場管理費の額に対して60%、一般管理費の額に対して30%** **（範囲）予定価格算出の基礎となった額の3分の2(下限)から85%(上限)**	**直接工事費の額に対して95%、共通仮設費の額に対して90%、現場管理費の額に対して70%、一般管理費等の額に対して30%** **（範囲）**予定価格算出の基礎となった額の70%（下限）から90%（上限）	**直接工事費の額に対して95%、共通仮設費の額に対して90%、現場管理費の額に対して70%、一般管理費等の額に対して30%** **（範囲）**予定価格算出の基礎となった額の70%（下限）から90%（上限）	**直接工事費の額に対して95%、共通仮設費の額に対して90%、現場管理費の額に対して80%、一般管理費等の額に対して30%** **（範囲）**予定価格算出の基礎となった額の70%（下限）から90%（上限）	**直接工事費の額に対して95%、共通仮設費の額に対して90%、現場管理費の額に対して80%、一般管理費等の額に対して30%** **（範囲）**予定価格算出の基礎となった額の70%（下限）から90%（上限）
奈良市	次に掲げる計算式で算出した額とする。ただし、予定価格の100分の78を下回る場合にあっては100分の78を乗じて得た額とし、予定価格の100分の88を超える場合にあっては予定価格に100分の88を乗じて得た額とする。・直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×60%＋一般管理費×30% 上記の計算式で算出した額に開札当日抽選により99.9%～97.0%の値を決定し乗じる。	次に掲げる計算式で算出した額とする。ただし、予定価格の100分の78を下回る場合にあっては100分の78を乗じて得た額とし、予定価格の100分の88を超える場合にあっては予定価格に100分の88を乗じて得た額とする。・直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×60%＋一般管理費×30% 上記の計算式で算出した額に開札当日抽選により99.9%～97.0%の値を決定し乗じる。	次に掲げる計算式で算出した額とする。ただし、予定価格の100分の78を下回る場合にあっては100分の78を乗じて得た額とし、予定価格の100分の88を超える場合にあっては予定価格に100分の88を乗じて得た額とする。・直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×60%＋一般管理費×30% 上記の計算式で算出した額に開札当日抽選により99.9%～97.0%の値を決定し乗じる。	下記（1）、（2）のいずれか低い方 （1）最低制限モデル型算出価格（次に掲げる計算式で算出した額。ただし、予定価格の100分の70を下回る場合にあっては100分の70を乗じて得た額とし、予定価格の100分の90を超える場合にあっては予定価格に100分の90を乗じて得た額とする。） ・直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×60%＋一般管理費×30% （2）最低制限変動型算出価格（算定対象（予定価格以下の入札価格の平均値（1円未満の端数は切り捨てる。）に標準偏差（少数第1位を四捨五入する。）を加除して得た各金額の範囲内の価格）の入札者の平均価格に100分の95を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てる。）。）	下記（1）、（2）のいずれか低い方 （1）最低制限モデル型算出価格（次に掲げる計算式で算出した額。ただし、予定価格の100分の70を下回る場合にあっては100分の70を乗じて得た額とし、予定価格の100分の90を超える場合にあっては予定価格に100分の90を乗じて得た額とする。） ・直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×60%＋一般管理費×30% （2）最低制限変動型算出価格（算定対象（予定価格以下の入札価格の平均値（1円未満の端数は切り捨てる。）に標準偏差（少数第1位を四捨五入する。）を加除して得た各金額の範囲内の価格）の入札者の平均価格に100分の95を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てる。）。）

	2009/4/1	2010/4/1	2011/4/1	2012/4/1	2013/4/1
	最低制限価格	最低制限価格	最低制限価格	最低制限価格	最低制限価格
和歌山市	http://www.ombudsman.jp/dangou/2008/wakayamashi.pdf	(別紙)和歌山市契約規則第9条を参照してください。	(添付)和歌山市契約規則第9条を参照してください http://www.ombudsman.jp/dangou/2010/wakayamashi-1.pdf	(添付)和歌山市契約規則第9条 http://www.ombudsman.jp/dangou/2011/wakayamashi1.pdf	http://www.ombudsman.jp/dangou/2012/wakayamashi.pdf
鳥取市	予定価格の2/3～85%	予定価格の70～90%	予定価格の70～90%	予定価格の70～90%	予定価格の70～90%
松江市	対象:4,000万円未満 算出方法:下記に掲げる額の合計額。 ただし予定価格の80%～85%の範囲内 直接工事費の95% 共通仮設費の90% 現場管理費の60% 一般管理費の30%	4，000万円未満 算出方法　下記に掲げる額の合計額。ただし予定価格の80%～90% 直接工事費の95% 共通仮設費の90% 現場管理費の70% 一般管理費の30%	4，000万円未満 算出方法　下記に掲げる額の合計額。ただし予定価格の80%～90% 直接工事費の95% 共通仮設費の90% 現場管理費の70% 一般管理費の30%	4,000万円未満 下記に掲げる額の合計額。ただし予定価格の80%～90% 直接工事費の95% 共通仮設費の90% 現場管理費の80% 一般管理費の30%	1億円未満 下記に掲げる額の合計額。ただし予定価格の80%～90% 直接工事費の100% 共通仮設費の90% 現場管理費の80% 一般管理費の30%
山口市		予定価格算出の基礎となった直接工事費の額、共通仮設費の額及び現場管理費相当額に5分の1を乗じて得た額の合計額。ただし、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額を最低制限価格とする。		該当なし	
徳島市	(平均入札額＋予定価格×2)/3×0.85 ただし予定価格に0.8を乗じて得られた額未満の入札額は予定価格に0.8を乗じて得られた額で入札したものとして取り扱う。	土木系工事:(平均入札額＋予定価格×2)/3×0.85 建築系工事:(平均入札額＋予定価格×2)/3×0.90 ただし予定価格に0.85を乗じて得られた額未満の入札額は予定価格に0.85を乗じて得られた額で入札したものとして取り扱う。	①土木系工事 {平均入札額(税抜き)＋予定価格(税抜き)×2}÷3×88% ②建築系工事 {平均入札額(税抜き)＋予定価格(税抜き)×2}÷3×90%	①土木系工事 {平均入札額(税抜き)＋予定価格(税抜き)×2}÷3×88% ②建築系工事 {平均入札額(税抜き)＋予定価格(税抜き)×2}÷3×90%	①土木系工事 {平均入札額(税抜き)＋予定価格(税抜き)×2}÷3×88% ②建築系工事 {平均入札額(税抜き)＋予定価格(税抜き)×2}÷3×90%
高松市	(直接工事費×9.5／10＋共通仮設費×9／10＋現場管理費×6／10＋一般管理費×3／10)／　工事価格 ※ 2009年6月1日より下記の算式に変更している。 (直接工事費×9.5／10＋共通仮設費×9／10＋現場管理費×7／10＋一般管理費×3／10)／　工事価格	(直接工事費の95%＋共通仮設費の90%＋現場管理費の70%＋一般管理費の30%)／工事価格	平成23年4月　1日時点(直接工事費×9.5／10＋共通仮設費×9／10＋現場管理費×7／10＋一般管理費×3／10)／工事価格 平成23年4月11日変更(直接工事費×9.5／10＋共通仮設費×9／10＋現場管理費×8／10＋一般管理費×3／10)／工事価格	予定価格(税抜き価格)×最低制限価格率{(直接工事費×9.5／10＋共通仮設費×9／10＋現場管理費×8／10＋一般管理費×3／10)／工事価格}	【平成25年4月1日時点】 予定価格(税抜き価格)×最低制限価格率　{(直接工事費×9.5／10＋共通仮設費×9／10＋現場管理費×8／10＋一般管理費×3／10)／工事価格} 【平成25年6月1日公表分から下記に変更】 予定価格(税抜き価格)×最低制限価格率　{(直接工事費×9.5／10＋共通仮設費×9／10＋現場管理費×8／10＋一般管理費×5.5／10)／工事価格}
松山市	予定価格の3分の2から10分の8．5までの範囲で設定	予定価格の10分の7から10分の9までの範囲で設定	下記(1)から(5)の合計額 (1)直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額 (2)共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 (3)現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額 (4)一般管理費の額に10分の4を乗じて得た額 (5)上記(1)から(4)に該当しないその他の費用がある場合は、その合計額に10分の8．3を乗じて得た額 ※ただし予定価格の10分の7から10分の9の範囲内。	下記(1)から(5)の合計額 (1)直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額 (2)共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 (3)現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額 (4)一般管理費の額に10分の4を乗じて得た額 (5)上記(1)から(4)に該当しないその他の費用がある場合は、その合計額に10分の8．3を乗じて得た額 ※ただし予定価格の10分の7から10分の9の範囲内。	下記(1)から(5)の合計額 (1)直接工事費の額に10分の9．5を乗じて得た額 (2)共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 (3)現場管理費の額に10分の8．5を乗じて得た額 (4)一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額 (5)上記(1)から(4)に該当しないその他の費用がある場合は、その合計額に10分の8．5を乗じて得た額 ※ただし予定価格の10分の7から10分の9の範囲内。
高知市	有	http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/10/20-10seidokai.html	http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/10/saitei.html	http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/10/saitei240309.html	①　次の②又は③に該当するもの以外の工事 直接工事費の95%＋共通仮設費の90%＋現場管理費の80%＋一般管理費等の30% ②　建築，電気(電気通信を含み，③に該当するものを除く)，管工事 (直接工事費－直接工事費の10%)の95%＋共通仮設費の90%＋(現場管理費＋直接工事費の10%)の80%＋一般管理費等の30% ③　【試行】下水関連施設に係る機械，鋼構造，電気(電気通信を含む)設備工事 機器費の88%＋直接工事費の95%＋共通仮設費の90%＋(現場管理費＋据付間接費＋設計技術費)の80%＋一般管理費等の30%
佐賀市	導入	・指名競争入札:有効な入札価格全件の平均×0．95 (予定価格の85%～90%の範囲内) ・一般競争入札(総合評価落札方式除く):有効な入札価格全件の平均×0．95 (制限基準価格(※)～予定価格の90%の範囲内) (※)制限基準価格＝直接工事費(＊)+共通仮設費+現場管理費×3/4＋一般管理費×1/10 (＊)建築一式、建築工事に関連する電気設備工事及び機械設備工事の場合は、直接工事費×9.5/10)			・指名競争入札:予定価格×0．95 ・一般競争入札(総合評価落札方式除く):制限基準価格 (※)制限基準価格＝直接工事費(＊)+共通仮設費+現場管理費×3/4＋一般管理費×1/10 (＊)建築一式、建築工事に関連する電気設備工事及び機械設備工事の場合は、直接工事費×9.5/10)

	2009/4/1	2010/4/1	2011/4/1	2012/4/1	2013/4/1
	最低制限価格	最低制限価格	最低制限価格	最低制限価格	最低制限価格
長崎市	【土木関係】 予定価格の85.00%～86.99%の範囲（2009.4） 予定価格の87.00%～88.99%の範囲（2009.6.） 【建築関係】 予定価格の87.00%～88.99%%の範囲（2009.4）	予定価格の88.00%～90.00%の範囲（2011.1）	予定価格の88.00%～90.00%の範囲	予定価格の88.00%～90.00%の範囲	予定価格の88.00%～90.00%の範囲
大分市	80～85%	大分市最低制限価格制度試行要綱及び平成22年度制度改正について参照してください。		大分市最低制限価格制度および平成24年度制度改正についてを参照 http://www.ombudsman.jp/dangou/2011/ooitashi.pdf	大分市最低制限価格制度試行要綱及び平成25年度制度改正について参照してください。
宮崎市	80～85%	85～90%	85%～90%	85%～90%	85%～90%
鹿児島市	・予定価格の8/10～8.5/10の範囲内で設定 ・対象：予定価格が26億円3千万円未満の工事	・予定価格の8/10～9/10の範囲内で設定 ・対象：予定価格が23億円未満の工事	・予定価格の8/10～9/10の範囲内で設定 ・対象：予定価格が23億円未満の工事	・予定価格の8/10～9/10の範囲内で設定 ・対象：予定価格が19億4千万円未満の工事	・予定価格の8/10～9/10の範囲内で設定 ・対象：予定価格が19億4千万円未満の工事
那覇市		対象：設計額が1,000万円（解体工事は500万円）以上　予定価格の7/10～9/10　算出基準：直接工事費＋共通仮設費+現場管理費×0.7+一般管理費×0.7	対象：設計額が1,000万円（解体工事は500万円）以上 予定価格の7/10～9/10 算出基準：直接工事費＋共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.6	設計額が1,000万円（解体工事は500万円）以上で予定価格の7/10～9/10の範囲内	設計額が1,000万円（解体工事は500万円）以上で予定価格の7/10～9/10の範囲内

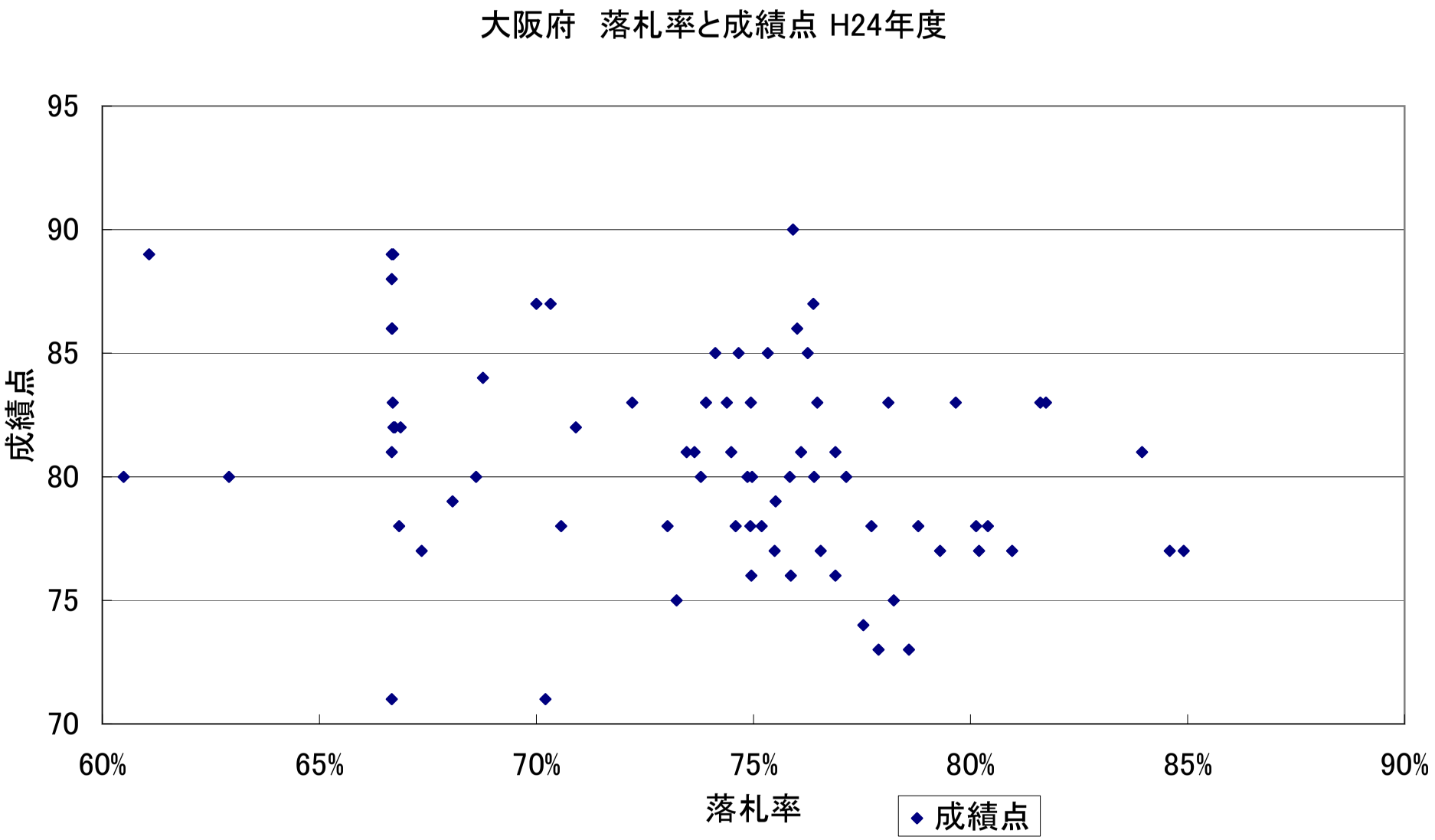
大阪府　落札率と成績点 H24年度
95
90
85
80
75
70
成績点
60%
65%
70%
75%
80%
85%
90%
落札率
成績点

落札率と工事成績評定点の関係
（平成２４年度 県土整備部しゅん工工事　Ｎ＝772）

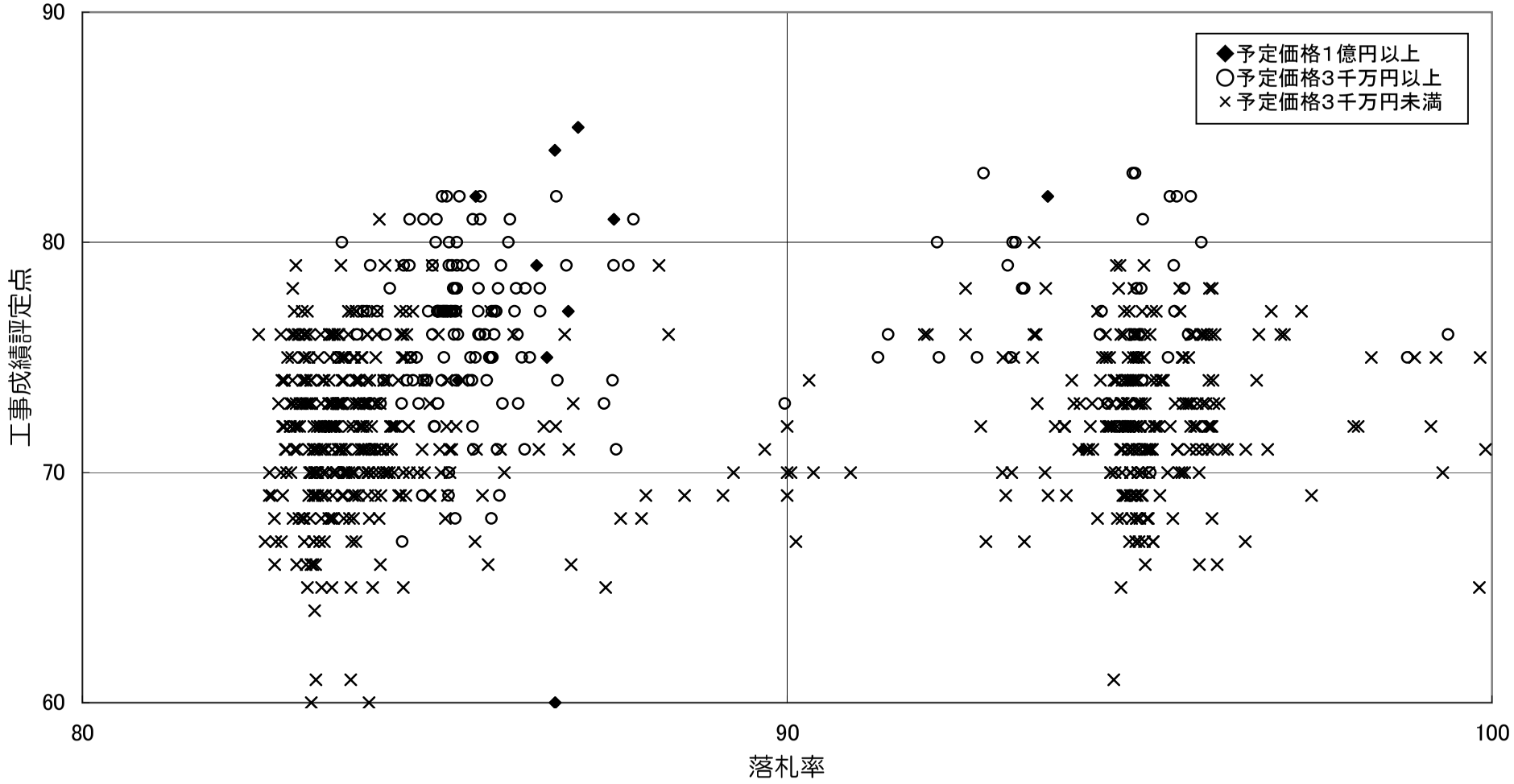

盛岡市　Ｈ２２年度　落札率と検査評点の関係

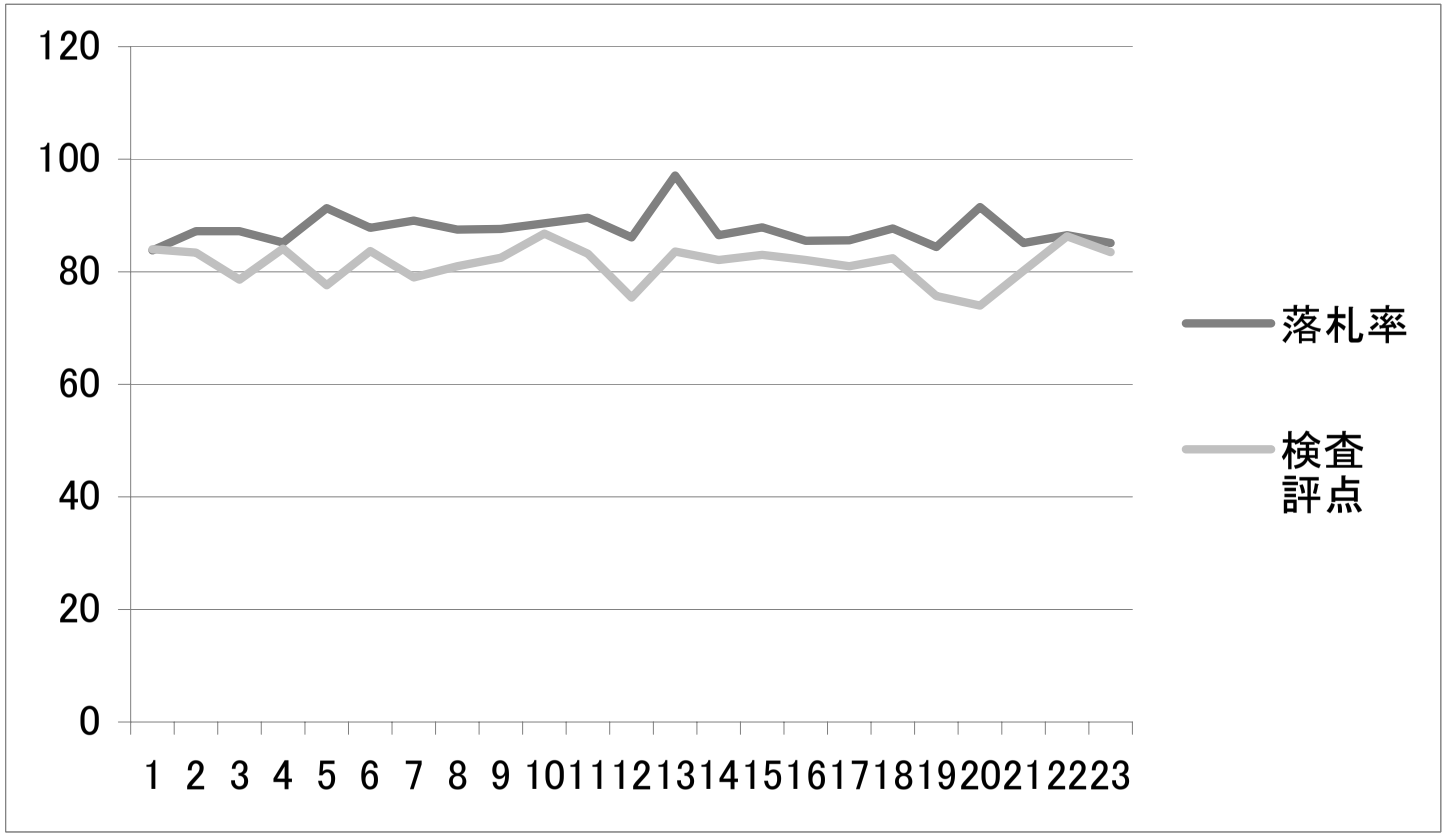

※全体的には，相関関係があるとは認められない。

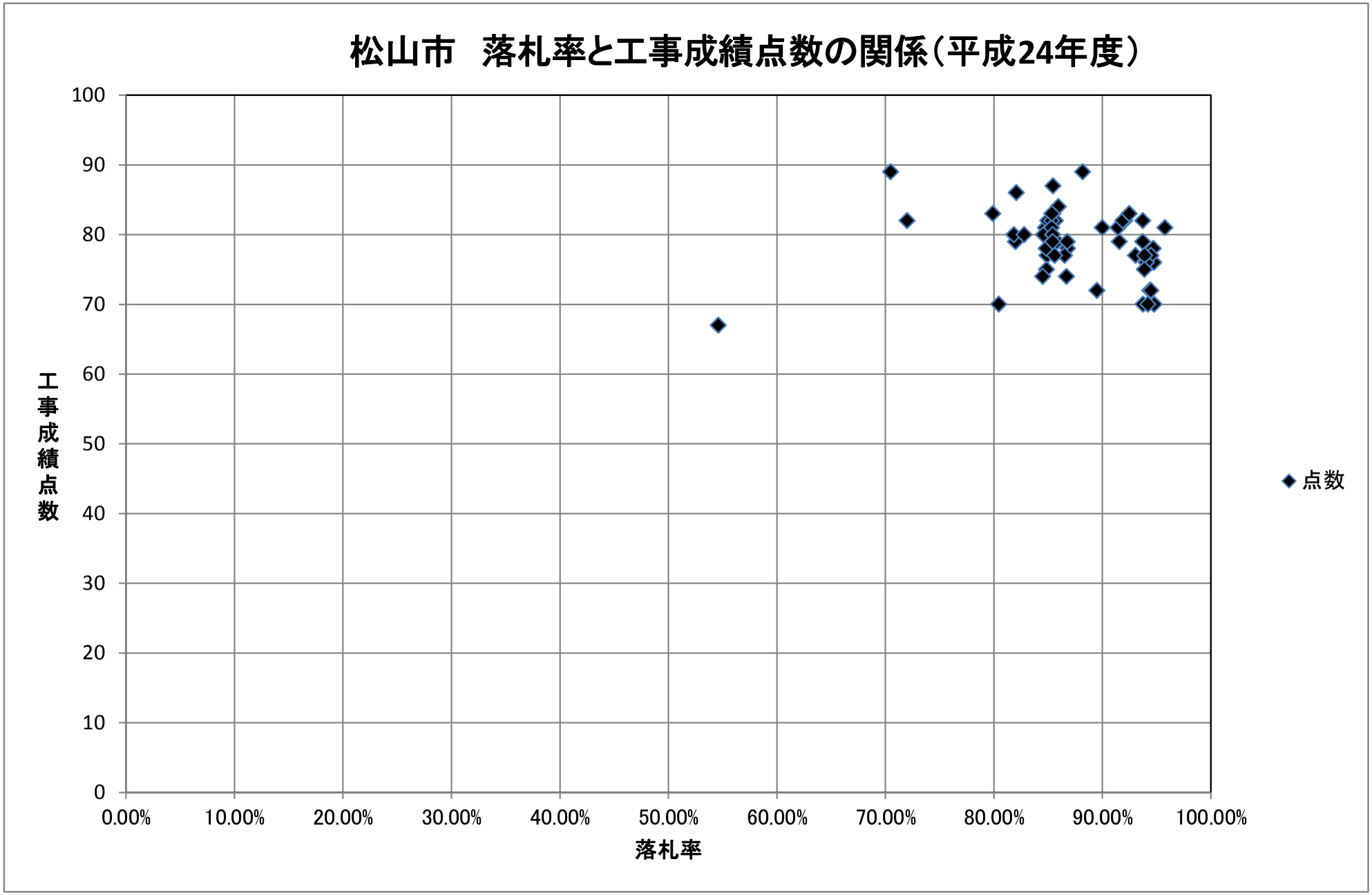
松山市　落札率と工事成績点数の関係（平成24年度）
100
90
80
70
60
50
40
30
20
10
0
工事成績点数
0.00%
10.00%
20.00%
30.00%
40.00%
50.00%
60.00%
70.00%
80.00%
90.00%
100.00%
落札率
点数

佐賀市

平成24年度工事検査評定と落札率の相関図（N=354件）

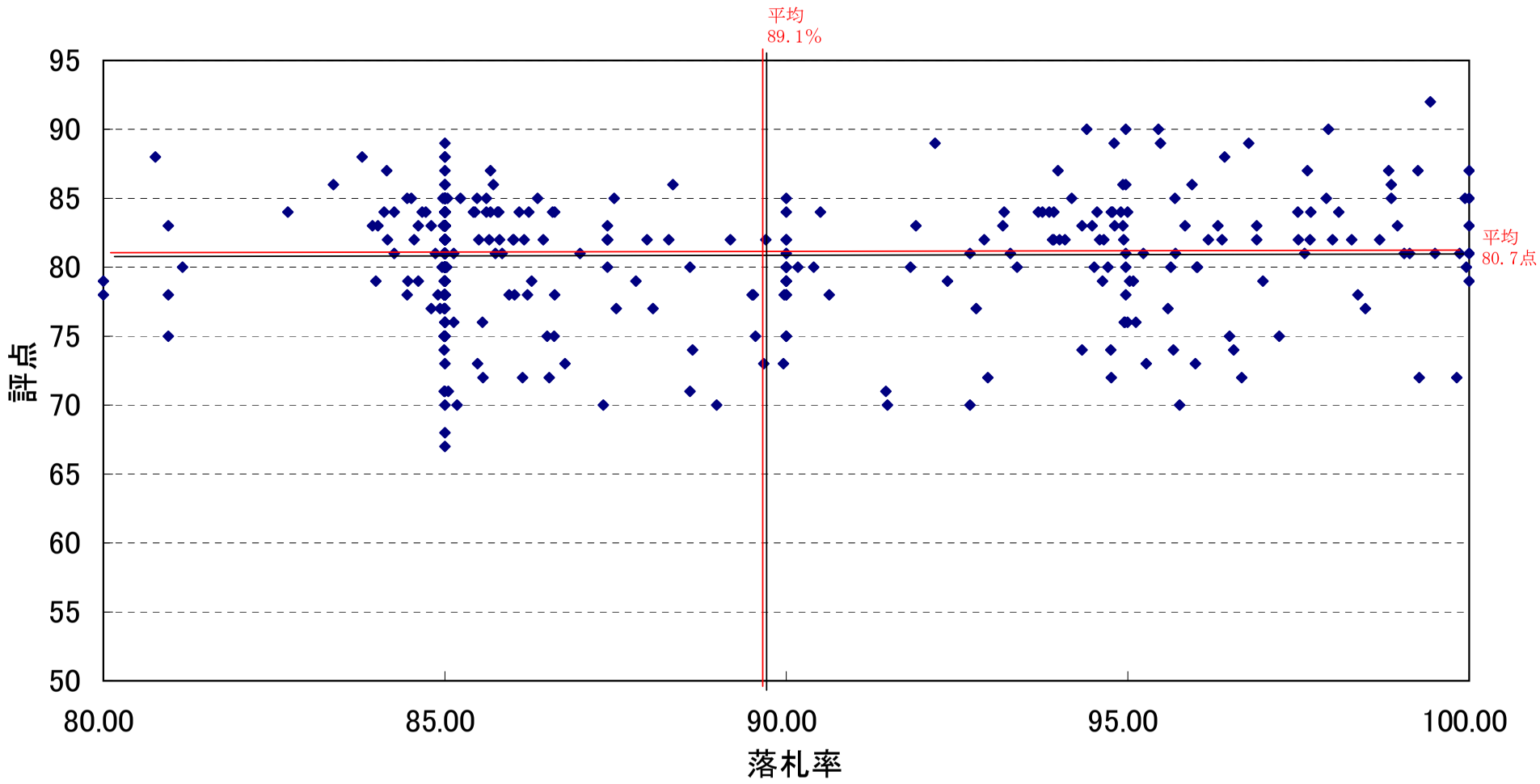

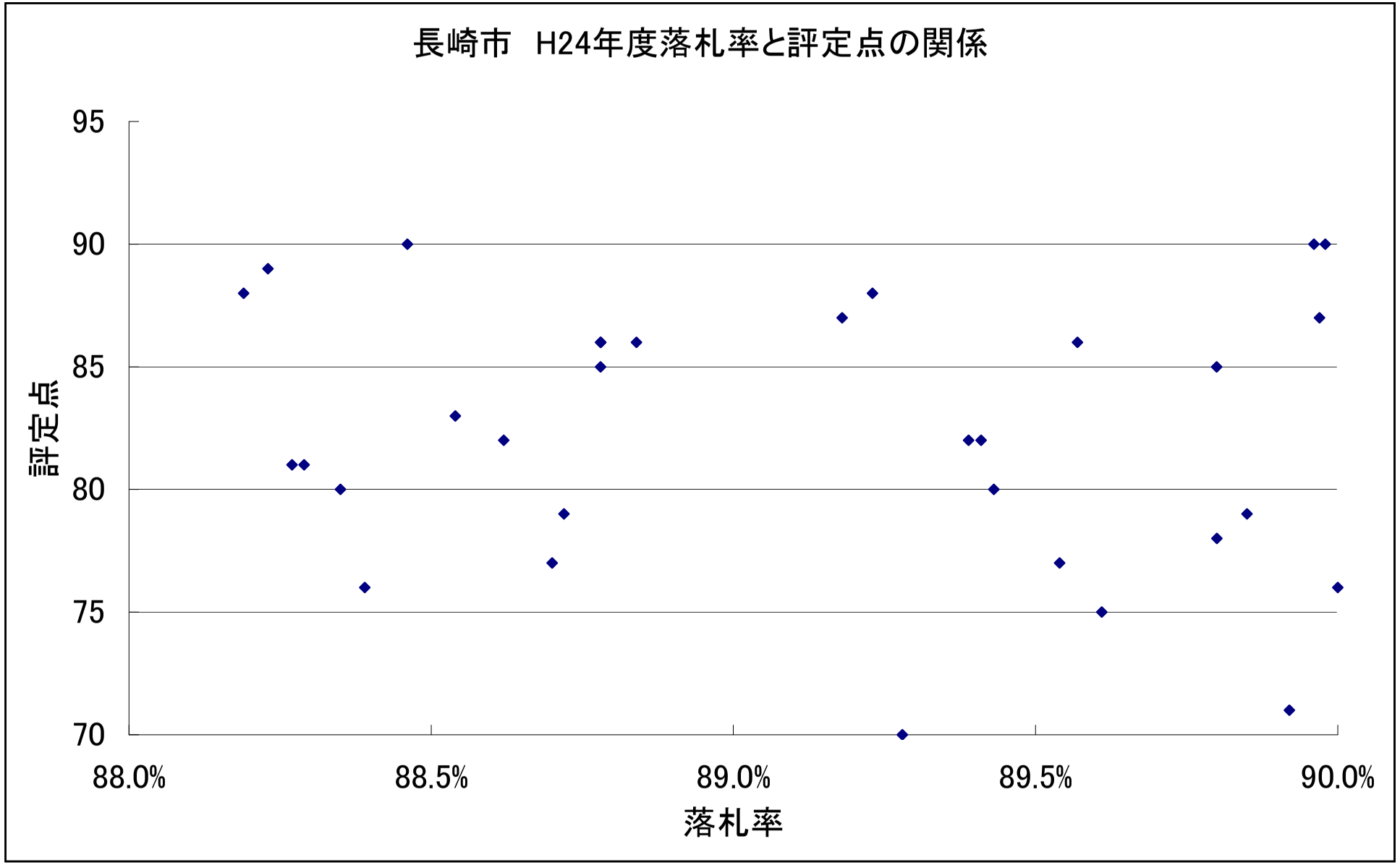
長崎市　H24年度落札率と評定点の関係
95
90
85
80
75
70
評定点
88.0%
88.5%
89.0%
89.5%
90.0%
落札率

落札率アンケート調査御協力のお願い

２０１３年5月２４日

各都道府県知事　殿
各政令指定都市市長　殿

全国市民オンブズマン連絡会議
事務局長　新海　聡
〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-7-9
チサンマンション丸の内第２　３０３
TEL.052-953-8052　FAX.052-953-8050
http://www.ombudsman.jp/　info@ombudsman.jp

謹　啓

全国市民オンブズマン連絡会議では，入札制度改革を進め、談合を防止し、公共事業費の大幅削減が可能な状況をつくり出すための基礎データの収集のため、公共事業の工事における落札率ならびにそれに伴う制度に関する下記アンケート調査を実施し、アンケートの集計結果については，来る９月７日、８日に京都市で開催する全国大会で報告を行う予定となっております。

大変恐縮ではございますが，アンケート調査にご協力をお願いしたいと存じます。事務処理の都合上，ご回答につきましては，６月１７日（月）までに頂戴できれば幸いです。なお、回答はエクセルに入力いただき,メールにて返信（ info@ombudsman.jp 担当：内田）いただけますと幸いです。よろしくお願い申し上げます。

謹　白

質問内容は問 3－3 を追加したのと、問５を削除した以外は昨年と同じです。
問 3－3 ですが、過去のアンケートからまとめてみました。万が一異なっていれば訂正をお願いします。

・知事部局を対象と言うが、除くのは企業庁、警察だけか
　→議会も除きます。教育委員会は含めます。
・工事とは、どの範囲の工事をいうのか
　→工事と名の付く全ての工事をいいます。ただし、業務委託を含む PFI 等の入札は除きます。
・ホームページに落札率が載っている場合、どうすればよいか
　→アドレスを教えていただければ結構ですが、発注部局ごとにページが分かれているなど、見にくい場合がありますので、できましたら一括のデータで情報提供いただけましたら幸いです。
・予定価格・落札価格は一覧表には現在なっていないが、データを加工すれば提供可能だ
　→データ加工後ご提供頂けましたら幸いです。なお、当方で利用しているフォーマットを添付します。
・予定価格・落札価格は税抜きですか、税込みですか
　→「税抜き」で統一してご回答頂けますようお願い致します。
・　「一位不動」とはなんですか
　→複数回入札の際,1 回目も 2 回目も一番低い札を入れた業者が同じであることです。
・「入札回数」の欄にはその回数を入力してください。入札回数が 1 回の場合は空欄のままで結構です。また、複数回入札の合計が 0 回なら一番上に 0 と、制度上複数回入札がなければ-と入力をお願いします。

記

自治体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　担当者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　メールアドレス＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

☆知事・市長部局（企業庁、警察、議会を除く）の２０１２年度に入札が行われた予定価格（税抜き）１億円以上の工事について

問１－１　貴自治体では、予定価格、落札価格は電磁的記録で一覧になっていますか。

はい　いいえ

問１－２ 電磁的記録になっている場合、情報提供いただけますか。情報提供いただける場合、メールで添付いただきたいと思います。（ info@ombudsman.jp 担当：内田）

はい（メール、フロッピー等）　いいえ

問１－３　貴自治体では、予定価格は事前公表していますか。ご教示願います。

はい　いいえ

問２．２０１２年度において、貴自治体（首長部局）の発注した工事のうち、一般競争入札はいくら以上のものが対象ですか（年度内に制度の変更がございましたら、変更日時もお書き下さい）。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿万円以上

問３－１．最低制限価格・低入札調査の基準（２０１３年４月１日現在）がある場合お書きください。

・最低制限価格　＿＿＿＿＿＿

・低入札調査基準　＿＿＿＿＿＿

問３－２．上記最低制限価格・低入札調査の基準が、２０１２年４月１日から２０１３年３月３１日の間に変化している場合、いつ変更したのかと、変更前の基準をお書きください。

・最低制限価格　＿＿＿＿＿＿

・低入札調査基準　＿＿＿＿＿＿

問３－３　最低制限価格の推移（2009 年から　毎年４月１日現在）をまとめてみました。2013 年４月１日現在の規準（問３－１）を一覧表で追加頂いた上で、過去のものについて誤っていれば訂正をお願いします。

問４．平成 15 年度-24 年度の工事に関し、落札率と工事成績点数の関係の調査を行っていますか。

（昨年調査以降）　http://www.ombudsman.jp/dangou/12rakusatsu.pdf

はい（　　年度分）　　いいえ

行っている場合、結果を情報提供いただけますと幸いです。

ありがとうございました